

令和7年9月1日

「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」

関係者各位

一般社団法人 公共建築協会

標準仕様書の改定に伴う評価基準の改定について

拝啓

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素より当協会に対して格別のお引き立てをいただき厚く御礼申し上げます。

さて、建築材料・設備機材等品質性能評価事業においては、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定による「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（電気設備工事編）（機械設備工事編）、公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」（以下「標準仕様書」という。）に基づき、建築材料・設備機材等の評価基準（以下「評価基準」という。）を定めております。

「標準仕様書」が、3年ごとの改定により令和7年版として制定されたことを受け、評価基準も令和7年版として改定を行いました。改定内容は、別紙-1を参照してください。

評価基準の改定により、申請内容と評価基準との間に差異が生じている場合がありますので、ご確認をお願いしたいと存じます。

なお、差異が確認された場合には、下記1. 2. のいずれかにより対応いただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

敬具

記

1. 変更評価による対応

評価基準の改定部分と貴社の申請内容の間に生じている差異について、次に示すように、変更評価を申請し、評価書を取得してください。

(1) 変更申請の手続き

①変更申請の手続きについては、「変更評価の手続き等について」に基づき、申請書を作成してください。

なお、申請の際、ご不明な点等がある場合は、事務局宛てメール等でご相談ください。

②受付は随時行っています。受付審査が終了次第、直近の評価委員会に諮り審査を実施します。

③変更評価が終了した場合には、評価書を交付するとともに、当協会のホームページにて公表します。

(2) 変更申請の経費

変更内容により評価料金は異なります。「建築材料及び設備機材 評価申込案内」で確認してください。

2. 既評価書をそのまま継続使用

評価書を取得している建築材料・設備機材を工事に納入する場合、品質性能等の証明として評価書の写しを提出していたと思います。しかしながら、標準仕様書（令和7年版）および評価基準（令和7年版）との間に差異が生じている建築材料・設備機材を工事に納入する場合、評価書の写しに加えて、標準仕様書（令和7年版）および評価基準（令和7年版）に適合することを、証明書、検査成績書等の提出により、工事ごとに証明する必要がございます。

なお、これについては、発注者側の了解を得たものではありませんので、差異が生じている部分の説明や対応方法の説明等が必要と思われます。

3. 問い合わせ先

一般社団法人 公共建築協会 評価事務局

Tel 03-3523-0384、Fax 03-3523-1827（建築、電気設備、機械設備共通）

Mail 建築材料等評価部：hyokajigyo-a@pba.or.jp

電気設備機材等評価部：hyokajigyo-e@pba.or.jp

機械設備機材等評価部：hyokajigyo-m@pba.or.jp

標準仕様書（令和7年版）及び建築材料等評価基準（令和7年版）の改定について

*表は、公共建築工事標準仕様書の改定内容全てを記載したものではありません。主な改定内容を抜粋しています。
 *「赤字」は、改定箇所を示しており、「※印 青字」は、解説を記載しています。

品 目	公共建築工事標準仕様書（建築工事編） 新旧対照表			評価基準 新旧対照表	
	章・節	令和7年版	令和4年版	令和7年版	令和6年版
樹脂製建具（コンクリート系下地および鉄骨下地） ①②③共通	16.3.3 材料	(2) ステンレス鋼板は、 16.6.3(1) による。 (下記参照) 16.6.3 材料 (1) ステンレス鋼板は、JIS G 4305（冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に基づき、種類は特記による。特記がなければ、SUS304、SUS430J1L又はSUS443J1とする。	なし	ステンレス鋼板 材質 JIS G 4305によるSUS304、SUS430J1LまたはSUS443J1 ※ 変更申請の必要はありません。該当する場合は、更新時に、材質が確認できるよう申請書類を作成してください。	なし

品目	公共建築工事標準仕様書（建築工事編） 新旧対照表		評価基準 新旧対照表																																																																																																																				
	章・節	令和7年版	令和4年版	令和7年版	令和6年版																																																																																																																		
鋼製建具〔標準型建具を含む〕	16.4.3 材料	(1) 鋼板類 (7) 鋼板はJIS G 3302（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）に基づき、めっきの付着量はZ12又はF12を満足するものとする。 なお、あらかじめクロメートフリー処理による化成皮膜処理を行ったものを用いる。	(1) 鋼板類 (7) 鋼板はJIS G 3302（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）に基づき、めっきの付着量はZ12又はF12を満足するものとする。 なお、あらかじめりん酸塩処理又はクロメートフリー処理による化成皮膜処理を行ったものを用いる。	鋼板 材質 JIS G 3302による。なお、あらかじめ、クロメートフリー処理による化成皮膜処理を行ったものとする。 ※ 変更申請の必要はありません。更新時に、評価基準に適合するよう申請書類を作成してください。	鋼板 材質 JIS G 3302による。なお、あらかじめ、りん酸塩処理またはクロメートフリー処理による化成皮膜処理を行ったものとする。																																																																																																																		
	16.4.4 形状及び仕上げ	表 16.4.2 鋼製建具に使用する鋼板類の厚さ <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用箇所</th> <th>厚さ(mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">窓</td> <td>枠類</td> <td>枠、方立、無目、ぜん板、額縁、水切り板</td> <td>1.6</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">出入口</td> <td rowspan="2">戸</td> <td>一般部分</td> <td>1.6</td> </tr> <tr> <td>くつずり</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">出入口</td> <td rowspan="3">戸</td> <td>かまち、鏡板、表面板</td> <td>1.6</td> </tr> <tr> <td>力骨</td> <td>2.3</td> </tr> <tr> <td>中骨</td> <td>1.6</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>額縁、添え枠</td> <td>1.6</td> </tr> <tr> <td colspan="2">枠類のつなぎ補強板</td> <td>1.6以上</td> </tr> <tr> <td colspan="2">補強版の類</td> <td>2.3以上</td> </tr> </tbody> </table>	区分	使用箇所	厚さ(mm)	窓	枠類	枠、方立、無目、ぜん板、額縁、水切り板	1.6	出入口	戸	一般部分	1.6	くつずり	1.5	出入口	戸	かまち、鏡板、表面板	1.6	力骨	2.3	中骨	1.6	その他	額縁、添え枠	1.6	枠類のつなぎ補強板		1.6以上	補強版の類		2.3以上	表 16.4.2 鋼製建具に使用する鋼板類の厚さ <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用箇所</th> <th>厚さ(mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">窓</td> <td>枠類</td> <td>枠、方立、無目、ぜん板、額縁、水切り板</td> <td>1.6</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">出入口</td> <td rowspan="2">枠類</td> <td>一般部分</td> <td>1.6</td> </tr> <tr> <td>くつずり</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">出入口</td> <td rowspan="3">戸</td> <td>かまち、鏡板、表面板</td> <td>1.6</td> </tr> <tr> <td>力骨</td> <td>2.3</td> </tr> <tr> <td>中骨</td> <td>1.6</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>額縁、添え枠</td> <td>1.6</td> </tr> <tr> <td colspan="2">補強版の類</td> <td>2.3以上</td> </tr> </tbody> </table>	区分	使用箇所	厚さ(mm)	窓	枠類	枠、方立、無目、ぜん板、額縁、水切り板	1.6	出入口	枠類	一般部分	1.6	くつずり	1.5	出入口	戸	かまち、鏡板、表面板	1.6	力骨	2.3	中骨	1.6	その他	額縁、添え枠	1.6	補強版の類		2.3以上	鋼板の厚さ <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用箇所</th> <th>厚さ(mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">窓</td> <td>枠類</td> <td>枠、方立、無目、ぜん板、額縁、水切り板</td> <td>1.6</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">出入口</td> <td rowspan="2">枠類</td> <td>一般部分</td> <td>1.6</td> </tr> <tr> <td>くつずり</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">出入口</td> <td rowspan="3">戸</td> <td>かまち、鏡板、表面板</td> <td>1.6</td> </tr> <tr> <td>力骨</td> <td>2.3</td> </tr> <tr> <td>中骨</td> <td>1.6</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>額縁、添え枠</td> <td>1.6</td> </tr> <tr> <td colspan="2">枠類のつなぎ補強板</td> <td>1.6以上</td> </tr> <tr> <td colspan="2">補強版の類</td> <td>2.3以上</td> </tr> </tbody> </table> ※ 変更申請の必要があります。評価基準に適合するよう申請書類を作成してください。 なお、変更申請をしない場合は、「標準仕様書の改定に伴う評価基準の改定について」の「2. 既評価書をそのまま継続使用」の対応をお願いします。	区分	使用箇所	厚さ(mm)	窓	枠類	枠、方立、無目、ぜん板、額縁、水切り板	1.6	出入口	枠類	一般部分	1.6	くつずり	1.5	出入口	戸	かまち、鏡板、表面板	1.6	力骨	2.3	中骨	1.6	その他	額縁、添え枠	1.6	枠類のつなぎ補強板		1.6以上	補強版の類		2.3以上	鋼板の厚さ <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用箇所</th> <th>厚さ(mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">窓</td> <td>枠類</td> <td>枠、方立、無目、ぜん板、額縁、水切り板</td> <td>1.6</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">出入口</td> <td rowspan="2">枠類</td> <td>一般部分</td> <td>1.6</td> </tr> <tr> <td>くつずり</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">出入口</td> <td rowspan="3">戸</td> <td>かまち、鏡板、表面板</td> <td>1.6</td> </tr> <tr> <td>力骨</td> <td>2.3</td> </tr> <tr> <td>中骨</td> <td>1.6</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>額縁、添え枠</td> <td>1.6</td> </tr> <tr> <td colspan="2">補強版の類</td> <td>2.3以上</td> </tr> </tbody> </table>	区分	使用箇所	厚さ(mm)	窓	枠類	枠、方立、無目、ぜん板、額縁、水切り板	1.6	出入口	枠類	一般部分	1.6	くつずり	1.5	出入口	戸	かまち、鏡板、表面板	1.6	力骨	2.3	中骨	1.6	その他	額縁、添え枠	1.6	補強版の類		2.3以上
	区分	使用箇所	厚さ(mm)																																																																																																																				
窓	枠類	枠、方立、無目、ぜん板、額縁、水切り板	1.6																																																																																																																				
	出入口	戸	一般部分	1.6																																																																																																																			
くつずり			1.5																																																																																																																				
出入口	戸	かまち、鏡板、表面板	1.6																																																																																																																				
		力骨	2.3																																																																																																																				
		中骨	1.6																																																																																																																				
	その他	額縁、添え枠	1.6																																																																																																																				
枠類のつなぎ補強板		1.6以上																																																																																																																					
補強版の類		2.3以上																																																																																																																					
区分	使用箇所	厚さ(mm)																																																																																																																					
窓	枠類	枠、方立、無目、ぜん板、額縁、水切り板	1.6																																																																																																																				
	出入口	枠類	一般部分	1.6																																																																																																																			
くつずり			1.5																																																																																																																				
出入口	戸	かまち、鏡板、表面板	1.6																																																																																																																				
		力骨	2.3																																																																																																																				
		中骨	1.6																																																																																																																				
	その他	額縁、添え枠	1.6																																																																																																																				
補強版の類		2.3以上																																																																																																																					
区分	使用箇所	厚さ(mm)																																																																																																																					
窓	枠類	枠、方立、無目、ぜん板、額縁、水切り板	1.6																																																																																																																				
	出入口	枠類	一般部分	1.6																																																																																																																			
くつずり			1.5																																																																																																																				
出入口	戸	かまち、鏡板、表面板	1.6																																																																																																																				
		力骨	2.3																																																																																																																				
		中骨	1.6																																																																																																																				
	その他	額縁、添え枠	1.6																																																																																																																				
枠類のつなぎ補強板		1.6以上																																																																																																																					
補強版の類		2.3以上																																																																																																																					
区分	使用箇所	厚さ(mm)																																																																																																																					
窓	枠類	枠、方立、無目、ぜん板、額縁、水切り板	1.6																																																																																																																				
	出入口	枠類	一般部分	1.6																																																																																																																			
くつずり			1.5																																																																																																																				
出入口	戸	かまち、鏡板、表面板	1.6																																																																																																																				
		力骨	2.3																																																																																																																				
		中骨	1.6																																																																																																																				
	その他	額縁、添え枠	1.6																																																																																																																				
補強版の類		2.3以上																																																																																																																					
16.4.5 工法	表 16.4.3 鋼製建具の枠類の組立（抜粋） <table border="1"> <tbody> <tr> <td>枠</td> <td>隅は、上部は胴付き面落ち（同面も可）又は留めとし溶接、下部は胴付きとし、外部に面するものは溶接とする。ただし、屋内（水掛りを除く。）に使用する鋼製建具は、溶接に代えて小ねじ留め（裏板厚さ2.3mm以上）によることができる。</td> </tr> <tr> <td>くつずり</td> <td>外部に面するものは両端を縦枠より延ばし、屋内（外部建具の屋内側を含む。）は縦枠内に納め、裏面で溶接する。 なお、屋内（水掛りを除く。）の場合は、小ねじ留めとすることができる。小ねじ留めの場合は裏板厚さ2.3mm以上とする。</td> </tr> <tr> <td>中かもし無目</td> <td>両端は胴付き面落ち（同面も可）溶接とし、外部に面する箇所は見え掛りを避け胴付き部を溶接する。ただし、屋内（水掛りを除く。）に使用する鋼製建具は、溶接に代えて小ねじ留め（裏板厚さ2.3mm以上）によることができる。</td> </tr> </tbody> </table>	枠	隅は、上部は 胴付き面落ち（同面も可）又は留めとし溶接 、下部は 胴付きとし 、外部に面するものは 溶接 とする。ただし、屋内（水掛りを除く。）に使用する鋼製建具は、溶接に代えて小ねじ留め（裏板厚さ2.3mm以上）によることができる。	くつずり	外部に面するものは 両端を縦枠より延ばし 、屋内（外部建具の屋内側を含む。）は 縦枠内に納め、裏面で溶接 する。 なお、 屋内（水掛りを除く。）の場合は、小ねじ留めとすることができる。小ねじ留めの場合は裏板厚さ2.3mm以上とする。	中かもし無目	両端は 胴付き面落ち（同面も可）溶接 とし、外部に面する箇所は 見え掛りを避け胴付き部を溶接 する。ただし、屋内（水掛りを除く。）に使用する鋼製建具は、溶接に代えて小ねじ留め（裏板厚さ2.3mm以上）によることができる。	表 16.4.3 鋼製建具の枠類の組立（抜粋） <table border="1"> <tbody> <tr> <td>枠</td> <td>隅は、上部は留めとし溶接又は縦延ばし胴付き（面落ち可）溶接、下部は胴付きとし、外部に面するものは溶接とする。ただし、屋内（水掛りを除く。）に使用する鋼製建具は、溶接に代えて小ねじ留め（裏板厚さ2.3mm以上）によることができる。</td> </tr> <tr> <td>くつずり</td> <td>外部に面するものは両端を縦枠より延ばし、屋内（外部建具の屋内側を含む。）は縦枠内に納め、裏面で溶接する。</td> </tr> <tr> <td>中かもし無目</td> <td>両端は胴付き溶接、外部に面する箇所は見え掛りを避け胴付き部を全て溶接する。ただし、屋内（水掛りを除く。）に使用する鋼製建具は、溶接に代えて小ねじ留め（裏板厚さ2.3mm以上）によることができる。</td> </tr> </tbody> </table>	枠	隅は、上部は 留めとし溶接又は縦延ばし胴付き（面落ち可）溶接 、下部は 胴付きとし 、外部に面するものは 溶接 とする。ただし、屋内（水掛りを除く。）に使用する鋼製建具は、溶接に代えて小ねじ留め（裏板厚さ2.3mm以上）によることができる。	くつずり	外部に面するものは 両端を縦枠より延ばし 、屋内（外部建具の屋内側を含む。）は 縦枠内に納め、裏面で溶接 する。	中かもし無目	両端は 胴付き溶接 、外部に面する箇所は 見え掛りを避け胴付き部を全て溶接 する。ただし、屋内（水掛りを除く。）に使用する鋼製建具は、溶接に代えて小ねじ留め（裏板厚さ2.3mm以上）によることができる。	加工・組立 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>枠</td> <td>隅は、上部は胴付き面落ち（同面も可）又は留めとし溶接、下部は胴付きとし、外部に面するものは溶接とする。ただし、屋内（水掛りを除く。）に使用する鋼製建具は、溶接に代えて小ねじ留め（裏板厚さ2.3mm以上）によることができる。</td> </tr> <tr> <td>枠類</td> <td>外部に面するものは両端を縦枠より延ばし、屋内（外部建具の屋内側を含む。）は縦枠内に納め、裏面で溶接する。 なお、屋内（水掛りを除く。）の場合は、小ねじ留めとすることができる。小ねじ留めの場合は裏板厚さ2.3mm以上とする。</td> </tr> <tr> <td>中かもし無目</td> <td>両端は胴付き面落ち（同面も可）溶接とし、外部に面する箇所は見え掛りを避け胴付き部を溶接する。ただし、屋内（水掛りを除く。）に使用する鋼製建具は、溶接に代えて小ねじ留め（裏板厚さ2.3mm以上）によることができる。</td> </tr> </tbody> </table> ※ 変更申請の必要はありません。更新時に、評価基準に適合するよう申請書類を作成してください。	枠	隅は、上部は 胴付き面落ち（同面も可）又は留めとし溶接 、下部は 胴付きとし 、外部に面するものは 溶接 とする。ただし、屋内（水掛りを除く。）に使用する鋼製建具は、溶接に代えて小ねじ留め（裏板厚さ2.3mm以上）によることができる。	枠類	外部に面するものは 両端を縦枠より延ばし 、屋内（外部建具の屋内側を含む。）は 縦枠内に納め、裏面で溶接 する。 なお、 屋内（水掛りを除く。）の場合は、小ねじ留めとすることができる。小ねじ留めの場合は裏板厚さ2.3mm以上とする。	中かもし無目	両端は 胴付き面落ち（同面も可）溶接 とし、外部に面する箇所は 見え掛りを避け胴付き部を溶接 する。ただし、屋内（水掛りを除く。）に使用する鋼製建具は、溶接に代えて小ねじ留め（裏板厚さ2.3mm以上）によることができる。	加工・組立 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>枠</td> <td>隅は、上部は留めとし溶接又は縦延ばし胴付き（面落ち可）溶接、下部は胴付きとし、外部に面するものは溶接とする。ただし、屋内（水掛りを除く。）に使用する鋼製建具は、溶接に代えて小ねじ留め（裏板厚さ2.3mm以上）によることができる。</td> </tr> <tr> <td>枠類</td> <td>外部に面するものは両端を縦枠より延ばし、屋内（外部建具の屋内側を含む。）は縦枠内に納め、裏面で溶接する。</td> </tr> <tr> <td>中かもし無目</td> <td>両端は胴付き溶接、外部に面する箇所は見え掛りを避け胴付き部を全て溶接する。ただし、屋内（水掛りを除く。）に使用する鋼製建具は、溶接に代えて小ねじ留め（裏板厚さ2.3mm以上）によることができる。</td> </tr> </tbody> </table>	枠	隅は、上部は 留めとし溶接又は縦延ばし胴付き（面落ち可）溶接 、下部は 胴付きとし 、外部に面するものは 溶接 とする。ただし、屋内（水掛りを除く。）に使用する鋼製建具は、溶接に代えて小ねじ留め（裏板厚さ2.3mm以上）によることができる。	枠類	外部に面するものは 両端を縦枠より延ばし 、屋内（外部建具の屋内側を含む。）は 縦枠内に納め、裏面で溶接 する。	中かもし無目	両端は 胴付き溶接 、外部に面する箇所は 見え掛りを避け胴付き部を全て溶接 する。ただし、屋内（水掛りを除く。）に使用する鋼製建具は、溶接に代えて小ねじ留め（裏板厚さ2.3mm以上）によることができる。																																																																																											
枠	隅は、上部は 胴付き面落ち（同面も可）又は留めとし溶接 、下部は 胴付きとし 、外部に面するものは 溶接 とする。ただし、屋内（水掛りを除く。）に使用する鋼製建具は、溶接に代えて小ねじ留め（裏板厚さ2.3mm以上）によることができる。																																																																																																																						
くつずり	外部に面するものは 両端を縦枠より延ばし 、屋内（外部建具の屋内側を含む。）は 縦枠内に納め、裏面で溶接 する。 なお、 屋内（水掛りを除く。）の場合は、小ねじ留めとすることができる。小ねじ留めの場合は裏板厚さ2.3mm以上とする。																																																																																																																						
中かもし無目	両端は 胴付き面落ち（同面も可）溶接 とし、外部に面する箇所は 見え掛りを避け胴付き部を溶接 する。ただし、屋内（水掛りを除く。）に使用する鋼製建具は、溶接に代えて小ねじ留め（裏板厚さ2.3mm以上）によることができる。																																																																																																																						
枠	隅は、上部は 留めとし溶接又は縦延ばし胴付き（面落ち可）溶接 、下部は 胴付きとし 、外部に面するものは 溶接 とする。ただし、屋内（水掛りを除く。）に使用する鋼製建具は、溶接に代えて小ねじ留め（裏板厚さ2.3mm以上）によることができる。																																																																																																																						
くつずり	外部に面するものは 両端を縦枠より延ばし 、屋内（外部建具の屋内側を含む。）は 縦枠内に納め、裏面で溶接 する。																																																																																																																						
中かもし無目	両端は 胴付き溶接 、外部に面する箇所は 見え掛りを避け胴付き部を全て溶接 する。ただし、屋内（水掛りを除く。）に使用する鋼製建具は、溶接に代えて小ねじ留め（裏板厚さ2.3mm以上）によることができる。																																																																																																																						
枠	隅は、上部は 胴付き面落ち（同面も可）又は留めとし溶接 、下部は 胴付きとし 、外部に面するものは 溶接 とする。ただし、屋内（水掛りを除く。）に使用する鋼製建具は、溶接に代えて小ねじ留め（裏板厚さ2.3mm以上）によることができる。																																																																																																																						
枠類	外部に面するものは 両端を縦枠より延ばし 、屋内（外部建具の屋内側を含む。）は 縦枠内に納め、裏面で溶接 する。 なお、 屋内（水掛りを除く。）の場合は、小ねじ留めとすることができる。小ねじ留めの場合は裏板厚さ2.3mm以上とする。																																																																																																																						
中かもし無目	両端は 胴付き面落ち（同面も可）溶接 とし、外部に面する箇所は 見え掛りを避け胴付き部を溶接 する。ただし、屋内（水掛りを除く。）に使用する鋼製建具は、溶接に代えて小ねじ留め（裏板厚さ2.3mm以上）によることができる。																																																																																																																						
枠	隅は、上部は 留めとし溶接又は縦延ばし胴付き（面落ち可）溶接 、下部は 胴付きとし 、外部に面するものは 溶接 とする。ただし、屋内（水掛りを除く。）に使用する鋼製建具は、溶接に代えて小ねじ留め（裏板厚さ2.3mm以上）によることができる。																																																																																																																						
枠類	外部に面するものは 両端を縦枠より延ばし 、屋内（外部建具の屋内側を含む。）は 縦枠内に納め、裏面で溶接 する。																																																																																																																						
中かもし無目	両端は 胴付き溶接 、外部に面する箇所は 見え掛りを避け胴付き部を全て溶接 する。ただし、屋内（水掛りを除く。）に使用する鋼製建具は、溶接に代えて小ねじ留め（裏板厚さ2.3mm以上）によることができる。																																																																																																																						
	(1) 加工及び組立は、次による。 (4) 組立後、溶接部、隅、角等を平滑に仕上げるとともに、 屋内に雨水浸入のおそれのある接合部には、その箇所に適したシーリング材又は止水材を用いて止水処理を行う。	(1) 加工及び組立は、次による。 (4) 組立後、溶接部、隅、角等を平滑に仕上げる。	加工・組立 屋内に雨水浸入のおそれのある接合部その箇所に適したシーリング材又は止水材を用いて止水処理を行うこと。 ※ 変更申請の必要があります。評価基準に適合するよう申請書類を作成してください。 なお、変更申請をしない場合は、「標準仕様書の改定に伴う評価基準の改定について」の「2. 既評価書をそのまま継続使用」の対応をお願いします。	なし																																																																																																																			

品目	公共建築工事標準仕様書（建築工事編） 新旧対照表		評価基準 新旧対照表																																																																																																																							
	章・節	令和7年版	令和4年版	令和7年版	令和6年版																																																																																																																					
鋼製軽量建具〔標準型建具を含む〕	16.5.3 材料	(6) 戸の心材は、ペーパーコア、水酸化アルミ無機シートコア又は発泡材とする。 なお、防音性能を求める場合、充填材はグラスウール又はロックウールとし、適用は特記による。	(6) 戸の心材は、ペーパーコア、水酸化アルミ無機シートコア又は発泡材とする。	防音性能を求める場合の充填材 グラスウールまたはロックウール ※ 防音性能（遮音性）を評価品に含めたい場合は、変更申請の必要があります。第三者機関で性能試験を実施し、その試験成績書を含め、評価基準に適合するよう申請書類を作成してください。	なし																																																																																																																					
	16.5.4 形状及び仕上げ	表 16.5.1 鋼製軽量建具に使用する鋼板類の厚さ	表 16.5.1 鋼製軽量建具に使用する鋼板類の厚さ	鋼板類の厚さ	鋼板類の厚さ																																																																																																																					
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用箇所</th> <th>厚さ(mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">枠類</td> <td>一般部分</td> <td>1.6</td> </tr> <tr> <td>くつずり</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">戸</td> <td>表面板</td> <td>0.6以上</td> </tr> <tr> <td>力骨、中骨</td> <td>1.6</td> </tr> <tr> <td>召合せ</td> <td>鋼板</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>縦小口包み板</td> <td>ステンレス鋼板</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>押縁</td> <td>アルミニウム押出形材</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>額縁、添え枠</td> <td>1.6</td> </tr> <tr> <td></td> <td>枠類のつなぎ補強板</td> <td>1.6以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>補強版の類</td> <td>2.3以上</td> </tr> </tbody> </table>	区分	使用箇所	厚さ(mm)	枠類	一般部分	1.6	くつずり	1.5	戸	表面板	0.6以上	力骨、中骨	1.6	召合せ	鋼板	0.6	縦小口包み板	ステンレス鋼板	0.6	押縁	アルミニウム押出形材	—	その他	額縁、添え枠	1.6		枠類のつなぎ補強板	1.6以上		補強版の類	2.3以上	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用箇所</th> <th>厚さ(mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">枠類</td> <td>一般部分</td> <td>1.6</td> </tr> <tr> <td>くつずり</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">戸</td> <td>表面板</td> <td>0.6以上</td> </tr> <tr> <td>力骨、中骨</td> <td>1.6</td> </tr> <tr> <td>召合せ</td> <td>鋼板</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>縦小口包み板</td> <td>ステンレス鋼板</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>押縁</td> <td>アルミニウム押出形材</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>額縁、添え枠</td> <td>1.6</td> </tr> <tr> <td></td> <td>補強版の類</td> <td>2.3以上</td> </tr> </tbody> </table>	区分	使用箇所	厚さ(mm)	枠類	一般部分	1.6	くつずり	1.5	戸	表面板	0.6以上	力骨、中骨	1.6	召合せ	鋼板	0.6	縦小口包み板	ステンレス鋼板	0.6	押縁	アルミニウム押出形材	—	その他	額縁、添え枠	1.6		補強版の類	2.3以上	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用箇所</th> <th>厚さ(mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">枠類</td> <td>一般部分</td> <td>1.6</td> </tr> <tr> <td>くつずり</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">戸</td> <td>表面板</td> <td>0.6以上</td> </tr> <tr> <td>力骨、中骨</td> <td>1.6</td> </tr> <tr> <td>召合せ</td> <td>鋼板</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>縦小口包み板</td> <td>ステンレス鋼板</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>押縁</td> <td>アルミニウム押出形材</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>額縁、添え枠</td> <td>1.6</td> </tr> <tr> <td></td> <td>枠類のつなぎ補強板</td> <td>1.6以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>補強版の類</td> <td>2.3以上</td> </tr> </tbody> </table>	区分	使用箇所	厚さ(mm)	枠類	一般部分	1.6	くつずり	1.5	戸	表面板	0.6以上	力骨、中骨	1.6	召合せ	鋼板	0.6	縦小口包み板	ステンレス鋼板	0.6	押縁	アルミニウム押出形材	—	その他	額縁、添え枠	1.6		枠類のつなぎ補強板	1.6以上		補強版の類	2.3以上	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用箇所</th> <th>厚さ(mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">枠類</td> <td>一般部分</td> <td>1.6</td> </tr> <tr> <td>くつずり</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">戸</td> <td>表面板</td> <td>0.6以上</td> </tr> <tr> <td>力骨、中骨</td> <td>1.6</td> </tr> <tr> <td>召合せ</td> <td>鋼板</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>縦小口包み板</td> <td>ステンレス鋼板</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>押縁</td> <td>アルミニウム押出形材</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>額縁、添え枠</td> <td>1.6</td> </tr> <tr> <td></td> <td>補強版の類</td> <td>2.3以上</td> </tr> </tbody> </table>	区分	使用箇所	厚さ(mm)	枠類	一般部分	1.6	くつずり	1.5	戸	表面板	0.6以上	力骨、中骨	1.6	召合せ	鋼板	0.6	縦小口包み板	ステンレス鋼板	0.6	押縁	アルミニウム押出形材	—	その他	額縁、添え枠	1.6		補強版の類
区分	使用箇所	厚さ(mm)																																																																																																																								
枠類	一般部分	1.6																																																																																																																								
	くつずり	1.5																																																																																																																								
戸	表面板	0.6以上																																																																																																																								
	力骨、中骨	1.6																																																																																																																								
	召合せ	鋼板	0.6																																																																																																																							
	縦小口包み板	ステンレス鋼板	0.6																																																																																																																							
	押縁	アルミニウム押出形材	—																																																																																																																							
その他	額縁、添え枠	1.6																																																																																																																								
	枠類のつなぎ補強板	1.6以上																																																																																																																								
	補強版の類	2.3以上																																																																																																																								
区分	使用箇所	厚さ(mm)																																																																																																																								
枠類	一般部分	1.6																																																																																																																								
	くつずり	1.5																																																																																																																								
戸	表面板	0.6以上																																																																																																																								
	力骨、中骨	1.6																																																																																																																								
	召合せ	鋼板	0.6																																																																																																																							
	縦小口包み板	ステンレス鋼板	0.6																																																																																																																							
	押縁	アルミニウム押出形材	—																																																																																																																							
その他	額縁、添え枠	1.6																																																																																																																								
	補強版の類	2.3以上																																																																																																																								
区分	使用箇所	厚さ(mm)																																																																																																																								
枠類	一般部分	1.6																																																																																																																								
	くつずり	1.5																																																																																																																								
戸	表面板	0.6以上																																																																																																																								
	力骨、中骨	1.6																																																																																																																								
	召合せ	鋼板	0.6																																																																																																																							
	縦小口包み板	ステンレス鋼板	0.6																																																																																																																							
	押縁	アルミニウム押出形材	—																																																																																																																							
その他	額縁、添え枠	1.6																																																																																																																								
	枠類のつなぎ補強板	1.6以上																																																																																																																								
	補強版の類	2.3以上																																																																																																																								
区分	使用箇所	厚さ(mm)																																																																																																																								
枠類	一般部分	1.6																																																																																																																								
	くつずり	1.5																																																																																																																								
戸	表面板	0.6以上																																																																																																																								
	力骨、中骨	1.6																																																																																																																								
	召合せ	鋼板	0.6																																																																																																																							
	縦小口包み板	ステンレス鋼板	0.6																																																																																																																							
	押縁	アルミニウム押出形材	—																																																																																																																							
その他	額縁、添え枠	1.6																																																																																																																								
	補強版の類	2.3以上																																																																																																																								
16.5.5 工法	表 16.5.2 鋼製軽量建具の枠類及び戸の組立（抜枠）	表 16.5.2 鋼製軽量建具の枠類及び戸の組立（抜枠）	加工・組立	加工・組立																																																																																																																						
	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>枠</td> <td>隅は、上部は胴付き面落ち（同面も可）又は留めとし溶接、下部は胴付きとし、外部に面するものは溶接とする。ただし、屋内（水掛りを除く。）に使用する鋼製建具は、溶接に代えて小ねじ留め（裏板厚さ2.3mm以上）によることができる。</td> </tr> <tr> <td>くつずり</td> <td>外部に面するものは両端を縦枠より延ばし、屋内（外部建具の屋内側を含む。）は縦枠内に納め、裏面で溶接する。 なお、屋内（水掛りを除く。）の場合は、小ねじ留めとすることができる。小ねじ留めの場合は裏板厚さ2.3mm以上とする。</td> </tr> </tbody> </table>	枠	隅は、上部は 胴付き面落ち（同面も可）又は留めとし溶接 、下部は 胴付きとし 、外部に面するものは 溶接 とする。ただし、屋内（水掛りを除く。）に使用する鋼製建具は、溶接に代えて小ねじ留め（裏板厚さ2.3mm以上）によることができる。	くつずり	外部に面するものは 両端を縦枠より延ばし 、屋内（外部建具の屋内側を含む。）は 縦枠内に納め 、裏面で溶接する。 なお、 屋内（水掛りを除く。） の場合は、小ねじ留めとすることができる。小ねじ留めの場合は 裏板厚さ2.3mm以上 とする。	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>枠</td> <td>隅は、上部は留めとして溶接又は縦延ばし胴付き（面落ち可）溶接、下部は胴付きとし、外部に面するものは溶接とする。ただし、屋内（水掛りを除く。）に使用する鋼製建具は、溶接に代えて小ねじ留め（裏板厚さ2.3mm以上）によることができる。</td> </tr> <tr> <td>くつずり</td> <td>外部に面するものは両端を縦枠より延ばし、屋内（外部建具の屋内側を含む。）は縦枠内に納め、裏面で溶接する。</td> </tr> </tbody> </table>	枠	隅は、上部は 留めとして溶接又は縦延ばし胴付き（面落ち可）溶接 、下部は 胴付きとし 、外部に面するものは 溶接 とする。ただし、屋内（水掛りを除く。）に使用する鋼製建具は、溶接に代えて小ねじ留め（裏板厚さ2.3mm以上）によることができる。	くつずり	外部に面するものは 両端を縦枠より延ばし 、屋内（外部建具の屋内側を含む。）は 縦枠内に納め 、裏面で溶接する。	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>枠類</td> <td>隅は、上部は胴付き面落ち（同面も可）又は留めとし溶接、下部は胴付きとし、外部に面するものは溶接とする。ただし、屋内（水掛りを除く。）に使用する鋼製建具は、溶接に代えて小ねじ留め（裏板厚さ2.3mm以上）によることができる。</td> </tr> <tr> <td>くつずり</td> <td>外部に面するものは両端を縦枠より延ばし、屋内（外部建具の屋内側を含む。）は縦枠内に納め、裏面で溶接する。 なお、屋内（水掛りを除く。）の場合は、小ねじ留めとすることができる。小ねじ留めの場合は裏板厚さ2.3mm以上とする。</td> </tr> </tbody> </table>	枠類	隅は、上部は 胴付き面落ち（同面も可）又は留めとし溶接 、下部は 胴付きとし 、外部に面するものは 溶接 とする。ただし、屋内（水掛りを除く。）に使用する鋼製建具は、溶接に代えて小ねじ留め（裏板厚さ2.3mm以上）によることができる。	くつずり	外部に面するものは 両端を縦枠より延ばし 、屋内（外部建具の屋内側を含む。）は 縦枠内に納め 、裏面で溶接する。 なお、 屋内（水掛りを除く。） の場合は、小ねじ留めとすることができる。小ねじ留めの場合は 裏板厚さ2.3mm以上 とする。	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>枠類</td> <td>隅は、上部は留めとして溶接又は縦延ばし胴付き（面落ち可）溶接、下部は胴付きとし、外部に面するものは溶接とする。ただし、屋内（水掛りを除く。）に使用する鋼製建具は、溶接に代えて小ねじ留め（裏板厚さ2.3mm以上）によることができる。</td> </tr> <tr> <td>くつずり</td> <td>外部に面するものは両端を縦枠より延ばし、屋内（外部建具の屋内側を含む。）は縦枠内に納め、裏面で溶接する。</td> </tr> </tbody> </table>	枠類	隅は、上部は 留めとして溶接又は縦延ばし胴付き（面落ち可）溶接 、下部は 胴付きとし 、外部に面するものは 溶接 とする。ただし、屋内（水掛りを除く。）に使用する鋼製建具は、溶接に代えて小ねじ留め（裏板厚さ2.3mm以上）によることができる。	くつずり	外部に面するものは 両端を縦枠より延ばし 、屋内（外部建具の屋内側を含む。）は 縦枠内に納め 、裏面で溶接する。																																																																																																						
枠	隅は、上部は 胴付き面落ち（同面も可）又は留めとし溶接 、下部は 胴付きとし 、外部に面するものは 溶接 とする。ただし、屋内（水掛りを除く。）に使用する鋼製建具は、溶接に代えて小ねじ留め（裏板厚さ2.3mm以上）によることができる。																																																																																																																									
くつずり	外部に面するものは 両端を縦枠より延ばし 、屋内（外部建具の屋内側を含む。）は 縦枠内に納め 、裏面で溶接する。 なお、 屋内（水掛りを除く。） の場合は、小ねじ留めとすることができる。小ねじ留めの場合は 裏板厚さ2.3mm以上 とする。																																																																																																																									
枠	隅は、上部は 留めとして溶接又は縦延ばし胴付き（面落ち可）溶接 、下部は 胴付きとし 、外部に面するものは 溶接 とする。ただし、屋内（水掛りを除く。）に使用する鋼製建具は、溶接に代えて小ねじ留め（裏板厚さ2.3mm以上）によることができる。																																																																																																																									
くつずり	外部に面するものは 両端を縦枠より延ばし 、屋内（外部建具の屋内側を含む。）は 縦枠内に納め 、裏面で溶接する。																																																																																																																									
枠類	隅は、上部は 胴付き面落ち（同面も可）又は留めとし溶接 、下部は 胴付きとし 、外部に面するものは 溶接 とする。ただし、屋内（水掛りを除く。）に使用する鋼製建具は、溶接に代えて小ねじ留め（裏板厚さ2.3mm以上）によることができる。																																																																																																																									
くつずり	外部に面するものは 両端を縦枠より延ばし 、屋内（外部建具の屋内側を含む。）は 縦枠内に納め 、裏面で溶接する。 なお、 屋内（水掛りを除く。） の場合は、小ねじ留めとすることができる。小ねじ留めの場合は 裏板厚さ2.3mm以上 とする。																																																																																																																									
枠類	隅は、上部は 留めとして溶接又は縦延ばし胴付き（面落ち可）溶接 、下部は 胴付きとし 、外部に面するものは 溶接 とする。ただし、屋内（水掛りを除く。）に使用する鋼製建具は、溶接に代えて小ねじ留め（裏板厚さ2.3mm以上）によることができる。																																																																																																																									
くつずり	外部に面するものは 両端を縦枠より延ばし 、屋内（外部建具の屋内側を含む。）は 縦枠内に納め 、裏面で溶接する。																																																																																																																									
			※ 変更申請の必要はありません。更新時に、評価基準に適合するよう申請書類を作成してください。																																																																																																																							

品目	公共建築工事標準仕様書（建築工事編） 新旧対照表		評価基準 新旧対照表																																															
	章・節	令和7年版	令和4年版	令和7年版	令和6年版																																													
ステンレス製建具	16.6.2 性能及び構造	<p>(2) ステンレス製建具の性能値</p> <p>(7) 簡易気密型ドアセットの気密性、水密性の等級は表16.4.1により、適用は特記による。 (下記参照)</p> <table border="1"> <caption>表 16.4.1 鋼製建具の性能等級</caption> <thead> <tr> <th colspan="2">性能項目</th> <th>気密性</th> <th>水密性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種別</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>簡易気密型ドアセット</td> <td>A-3</td> <td>W-1</td> </tr> </tbody> </table>	性能項目		気密性	水密性	種別					簡易気密型ドアセット	A-3	W-1	なし	<p>1. 評価対象 「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」（以下「標仕」という。）令和7年版16章6節に規定するステンレス製建具とする。</p> <p>簡易気密型ドアセットの気密性 [付帯性能]</p> <table border="1"> <tr> <td>気密性の等級</td> <td>A-3</td> </tr> <tr> <td>気密等級線</td> <td>A-3等級線</td> </tr> </table> <p>通気量が JIS A 4702 の図1に規定する気密等級線以下であること。</p> <p>簡易気密型ドアセットの水密性 [付帯性能]</p> <table border="1"> <tr> <td>水密性の等級</td> <td>W-1</td> </tr> <tr> <td>サッシ前後の圧力差</td> <td>100Pa</td> </tr> </table> <p>加圧中 JIS A 1517 に規定する枠外への流れ出し、しびき、吹き出し、あふれ出しの状況が発生しないこと。</p> <p>※ 簡易気密型ドアセットを評価品に含めたい場合は、変更申請の必要があります。第三者機関で性能試験を実施し、その試験成績書を含め、評価基準に適合するよう申請書類を作成してください。</p>	気密性の等級	A-3	気密等級線	A-3等級線	水密性の等級	W-1	サッシ前後の圧力差	100Pa	<p>1. 評価対象 「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」（以下「標仕」という。）令和7年版16章6節に規定するステンレス製建具とし、簡易気密型は、対象外とする。</p> <p>なし</p> <p>なし</p>																									
	性能項目		気密性	水密性																																														
	種別																																																	
	簡易気密型ドアセット	A-3	W-1																																															
気密性の等級	A-3																																																	
気密等級線	A-3等級線																																																	
水密性の等級	W-1																																																	
サッシ前後の圧力差	100Pa																																																	
	<p>(2) ステンレス製建具の性能値</p> <p>(7) なお、外部に面するステンレス製鋼製建具の耐風圧性は表16.2.1により、等級は特記による。 (下記参照)</p> <p>表 16.2.1 外部に面するアルミニウム製建具の性能等級等 (コンクリート系下地及び鉄骨下地) (抜粋)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">性能項目</th> <th>耐風圧性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種別</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>A種</td> <td>S-4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>B種</td> <td>S-5</td> </tr> <tr> <td></td> <td>C種</td> <td>S-6</td> </tr> </tbody> </table>	性能項目		耐風圧性	種別				A種	S-4		B種	S-5		C種	S-6	なし	<p>外部に面する建具の耐風圧性 [付帯性能]</p> <table border="1"> <tr> <td>等級</td> <td>S-4</td> <td>S-5</td> <td>S-6</td> </tr> <tr> <td>最高圧力</td> <td>2000Pa</td> <td>2400Pa</td> <td>2800Pa</td> </tr> </table> <p>1. 加圧中、戸のはずれおよび破壊が生じないこと。 2. 除圧後、開閉に異常がなく、使用上支障が生じないこと。 3. 変位またはたわみ率は、以下による。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部 位</th> <th>変位またはたわみ率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スライディングの召合せかまち、突合せかまち、召合せ中骨またはスイングの両開きなどの召合せかまちと各部材に平行する方向の内のり寸法の変位</td> <td>1/ 70 以下</td> </tr> <tr> <td>スイングの枠、無目、方立など、戸の周辺に接する部材の相対変位</td> <td>15 mm以下</td> </tr> <tr> <td>無目、方立がある場合のたわみ率</td> <td>1/100 以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">構成するガラスの1枚の厚さが6.8mm 以上の場合のたわみ率</td> <td>中棧及び中骨</td> <td>1/150 以下</td> </tr> <tr> <td>召合せかまち</td> <td>中棧あり</td> <td>1/ 85 以下</td> </tr> <tr> <td>突合せかまち</td> <td>中棧なし</td> <td>1/100 以下</td> </tr> <tr> <td>召合せ中骨</td> <td>中棧あり</td> <td>1/ 85 以下</td> </tr> <tr> <td>枠付け中骨</td> <td>中棧なし</td> <td>1/100 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 外部に面する建具の耐風圧性を評価品に含めたい場合は、変更申請の必要があります。第三者機関で性能試験を実施し、その試験成績書を含め、評価基準に適合するよう申請書類を作成してください。</p>	等級	S-4	S-5	S-6	最高圧力	2000Pa	2400Pa	2800Pa	部 位	変位またはたわみ率	スライディングの召合せかまち、突合せかまち、召合せ中骨またはスイングの両開きなどの召合せかまちと各部材に平行する方向の内のり寸法の変位	1/ 70 以下	スイングの枠、無目、方立など、戸の周辺に接する部材の相対変位	15 mm以下	無目、方立がある場合のたわみ率	1/100 以下	構成するガラスの1枚の厚さが6.8mm 以上の場合のたわみ率	中棧及び中骨	1/150 以下	召合せかまち	中棧あり	1/ 85 以下	突合せかまち	中棧なし	1/100 以下	召合せ中骨	中棧あり	1/ 85 以下	枠付け中骨	中棧なし	1/100 以下	なし
性能項目		耐風圧性																																																
種別																																																		
	A種	S-4																																																
	B種	S-5																																																
	C種	S-6																																																
等級	S-4	S-5	S-6																																															
最高圧力	2000Pa	2400Pa	2800Pa																																															
部 位	変位またはたわみ率																																																	
スライディングの召合せかまち、突合せかまち、召合せ中骨またはスイングの両開きなどの召合せかまちと各部材に平行する方向の内のり寸法の変位	1/ 70 以下																																																	
スイングの枠、無目、方立など、戸の周辺に接する部材の相対変位	15 mm以下																																																	
無目、方立がある場合のたわみ率	1/100 以下																																																	
構成するガラスの1枚の厚さが6.8mm 以上の場合のたわみ率	中棧及び中骨	1/150 以下																																																
	召合せかまち	中棧あり	1/ 85 以下																																															
	突合せかまち	中棧なし	1/100 以下																																															
	召合せ中骨	中棧あり	1/ 85 以下																																															
枠付け中骨	中棧なし	1/100 以下																																																
	<p>(2) ステンレス製建具の性能値</p> <p>(4) 耐震ドアとする場合の面内変形追従性の等級は、特記による。</p>	なし	<p>面内変形追従性 [付帯性能]</p> <table border="1"> <tr> <td>面内変形追従性の等級</td> <td>D-1</td> <td>D-2</td> <td>D-3</td> </tr> <tr> <td>面内変形角 (rad)</td> <td>1/300</td> <td>1/150</td> <td>1/120</td> </tr> </table> <p>※ 面内変形追従性を評価品に含めたい場合は、変更申請の必要があります。第三者機関で性能試験を実施し、その試験成績書を含め、評価基準に適合するよう申請書類を作成してください。</p>	面内変形追従性の等級	D-1	D-2	D-3	面内変形角 (rad)	1/300	1/150	1/120	なし																																						
面内変形追従性の等級	D-1	D-2	D-3																																															
面内変形角 (rad)	1/300	1/150	1/120																																															

品目	公共建築工事標準仕様書（建築工事編） 新旧対照表		評価基準 新旧対照表																			
	章・節	令和7年版	令和4年版	令和7年版	令和6年版																	
ステンレス製建具 (続き)	16.6.2 性能及び構造 (続き)	(2) ステンレス製建具の性能値 (ウ) (ア)及び(イ)以外は、 <u>16.2.2(2)の(イ)及び(ウ)</u> による。 (下記参照)	なし	遮音性 [付帯性能] <table border="1"> <tr> <td>等級</td> <td>T-1</td> <td>T-2</td> <td>T-3</td> <td>T-4</td> </tr> <tr> <td>遮音等級線</td> <td>T-1 等級線</td> <td>T-2 等級線</td> <td>T-3 等級線</td> <td>T-4 等級線</td> </tr> </table> ※ 遮音性を評価品に含めたい場合は、変更申請の必要があります。第三者機関で性能試験を実施し、その試験成績書を含め、評価基準に適合するよう申請書類を作成してください。	等級	T-1	T-2	T-3	T-4	遮音等級線	T-1 等級線	T-2 等級線	T-3 等級線	T-4 等級線	なし							
		等級	T-1	T-2	T-3	T-4																
遮音等級線	T-1 等級線	T-2 等級線	T-3 等級線	T-4 等級線																		
	(2) ステンレス製建具の性能値 (ウ) (ア)及び(イ)以外は、 <u>16.2.2(2)の(イ)及び(ウ)</u> による。 (下記参照)	なし	断熱性 [付帯性能] <table border="1"> <tr> <td>等級</td> <td>H-1</td> <td>H-2</td> <td>H-3</td> <td>H-4</td> <td>H-5</td> <td>H-6</td> <td>H-7</td> <td>H-8</td> </tr> <tr> <td>熱貫流率 (W/(m²・K))</td> <td>4.7</td> <td>4.1</td> <td>3.5</td> <td>2.9</td> <td>2.3</td> <td>1.9</td> <td>1.5</td> <td>1.1</td> </tr> </table> ※ 断熱性を評価品に含めたい場合は、変更申請の必要があります。次の更新までに、第三者機関で性能試験を実施し、その試験成績書を含め、評価基準に適合するよう申請書類を作成してください。	等級	H-1	H-2	H-3	H-4	H-5	H-6	H-7	H-8	熱貫流率 (W/(m ² ・K))	4.7	4.1	3.5	2.9	2.3	1.9	1.5	1.1	なし
等級	H-1	H-2	H-3	H-4	H-5	H-6	H-7	H-8														
熱貫流率 (W/(m ² ・K))	4.7	4.1	3.5	2.9	2.3	1.9	1.5	1.1														
16.6.5 工法	(1) 加工及び組立は、次による。 (エ) (ア)から(ウ)まで以外は、 <u>16.4.5(1)</u> による。 (下記参照)	(1) 加工及び組立は、次による。 (エ) (ア)から(ウ)まで以外は、 <u>16.4.5(1)</u> による。 (下記参照)	加工・組立		加工・組立																	
			<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">枠類</td> <td>枠</td> <td>隅は、上部は胴付き面落ち（同面も可）又は留めとし溶接、下部は胴付きとし、外部に面するものは溶接とする。ただし、屋内（水掛りを除く。）に使用する鋼製建具は、溶接に代えて小ねじ留め（裏板厚さ2.3mm以上）によることができる。</td> </tr> <tr> <td>くつざり</td> <td>外部に面するものは両端を縦枠より延ばし、屋内（外部建具の屋内側を含む。）は縦枠内に納め、裏面で溶接する。 なお、屋内（水掛りを除く。）の場合は、小ねじ留めとすることができる。小ねじ留めの場合は裏板厚さ2.3mm以上とする。</td> </tr> <tr> <td>中かもし無目</td> <td>両端は胴付き面落ち（同面も可）溶接とし、外部に面する箇所は見え掛りを避け胴付き部を溶接する。ただし、屋内（水掛りを除く。）に使用する鋼製建具は、溶接に代えて小ねじ留め（裏板厚さ2.3mm以上）によることができる。</td> </tr> <tr> <td>中かもし無目</td> <td>両端は胴付き溶接、外部に面する箇所は見え掛りを避け胴付き部を全て溶接する。ただし、屋内（水掛りを除く。）に使用する鋼製建具は、溶接に代えて小ねじ留め（裏板厚さ2.3mm以上）によることができる。</td> </tr> </table>			枠類	枠	隅は、上部は 胴付き面落ち（同面も可）又は留めとし溶接 、下部は 胴付きとし、外部に面するものは溶接とする。 ただし、屋内（水掛りを除く。）に使用する鋼製建具は、溶接に代えて小ねじ留め（裏板厚さ2.3mm以上）によることができる。	くつざり	外部に面するものは両端を縦枠より延ばし、屋内（外部建具の屋内側を含む。）は縦枠内に納め、裏面で溶接する。 なお、屋内（水掛りを除く。）の場合は、小ねじ留めとすることができる。小ねじ留めの場合は裏板厚さ2.3mm以上とする。	中かもし無目	両端は 胴付き面落ち（同面も可）溶接とし、外部に面する箇所は見え掛りを避け胴付き部を溶接する。 ただし、屋内（水掛りを除く。）に使用する鋼製建具は、溶接に代えて小ねじ留め（裏板厚さ2.3mm以上）によることができる。	中かもし無目	両端は 胴付き溶接 、外部に面する箇所は見え掛りを避け胴付き部を 全て 溶接する。ただし、屋内（水掛りを除く。）に使用する鋼製建具は、溶接に代えて小ねじ留め（裏板厚さ2.3mm以上）によることができる。								
枠類	枠	隅は、上部は 胴付き面落ち（同面も可）又は留めとし溶接 、下部は 胴付きとし、外部に面するものは溶接とする。 ただし、屋内（水掛りを除く。）に使用する鋼製建具は、溶接に代えて小ねじ留め（裏板厚さ2.3mm以上）によることができる。																				
	くつざり	外部に面するものは両端を縦枠より延ばし、屋内（外部建具の屋内側を含む。）は縦枠内に納め、裏面で溶接する。 なお、屋内（水掛りを除く。）の場合は、小ねじ留めとすることができる。小ねじ留めの場合は裏板厚さ2.3mm以上とする。																				
	中かもし無目	両端は 胴付き面落ち（同面も可）溶接とし、外部に面する箇所は見え掛りを避け胴付き部を溶接する。 ただし、屋内（水掛りを除く。）に使用する鋼製建具は、溶接に代えて小ねじ留め（裏板厚さ2.3mm以上）によることができる。																				
	中かもし無目	両端は 胴付き溶接 、外部に面する箇所は見え掛りを避け胴付き部を 全て 溶接する。ただし、屋内（水掛りを除く。）に使用する鋼製建具は、溶接に代えて小ねじ留め（裏板厚さ2.3mm以上）によることができる。																				
	(1) 加工及び組立は、次による。 (エ) (ア)から(ウ)まで以外は、 <u>16.4.5(1)</u> による。 (下記参照)	(1) 加工及び組立は、次による。 (エ) (ア)から(ウ)まで以外は、 <u>16.4.5(1)</u> による。 (下記参照)	加工・組立		なし																	
	(1) 加工及び組立は、次による。 (イ) 組立後、溶接部、隅、角等を平滑に仕上げるとともに、 屋内に雨水浸入のおそれのある接合部には、その箇所に適したシーリング材又は止水材を用いて止水処理を行う。	(1) 加工及び組立は、次による。 (イ) 組立後、溶接部、隅、角等を平滑に仕上げる。	加工・組立 屋内に雨水浸入のおそれのある接合部 その箇所に適したシーリング材又は止水材を用いて止水処理を行うこと。 ※ 変更申請の必要があります。 評価基準に適合するよう申請書類を作成してください。 なお、変更申請をしない場合は、「標準仕様書の改定に伴う評価基準の改定について」の「2. 既評価書をそのまま継続使用」の対応をお願いします。																			

品目	公共建築工事標準仕様書（建築工事編） 新旧対照表					評価基準 新旧対照表																		
	章・節	令和7年版			令和4年版			令和7年版			令和6年版													
自動ドア機構 ①駆動装置	16.9.2 性能・機構	表 16.9.1 引き戸用駆動装置の性能（抜粋）			表 16.9.1 引き戸用駆動装置の性能（抜粋）			耐久性（サイクル） 50 万以上で異常がないこと。 ※ 変更申請の必要はありません。更新時に、評価基準に適合するよう申請書類を作成してください。			耐久性（サイクル） 50 万以上													
		耐久性（サイクル）	50 万以上で異常がないこと。		耐久性（サイクル）	50 万以上																		
自動ドア機構 ②検出装置	16.9.2 性能・機構	表 16.9.4 引き戸用検出装置の種類（抜粋）					表 16.9.4 引き戸用検出装置の種類（抜粋）					表 16.9.4 引き戸用検出装置の種類（抜粋）					表 16.9.4 引き戸用検出装置の種類（抜粋）							
		性能項目 種類	放射無線周波電磁界耐性	耐電圧	防錆	防滴	電源	性能項目 種類	放射無線周波電磁界耐性	耐電圧	防錆	防滴	電源	性能項目 種類	放射無線周波電磁界耐性	耐電圧	防錆 [付帯性能]	防滴	電源	性能項目 種類	放射無線周波電磁界耐性	耐電圧	防錆 [付帯性能]	防滴
		タッチスイッチ (注) 1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○
		車椅子使用者用便房用操作スイッチ (注) 2 (注) 3	○ (注) 4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○
		凡例 ○印：必要性能項目、一印：適用しない (注) 1. タッチスイッチの種類は、無線式タッチスイッチ又は光線式タッチスイッチとし、特記による。 2. 車椅子使用者用便房用操作スイッチの種類は、大形（開・閉）押しボタンスイッチ又は非接触スイッチとし、特記による。 3. 車椅子使用者用便房用操作スイッチには、使用中表示灯、外部側キースイッチ（緊急時対応）を含む。 4. 車椅子使用者用便房用操作スイッチの放射無線周波電磁界耐性の項目は、非接触スイッチにのみ適用する。					凡例 ○印：必要性能項目、一印：適用しない (注) 1. タッチスイッチの開閉スイッチは、無線式タッチスイッチ又は光線式タッチスイッチとし、特記による。 2. タッチスイッチの放射無線周波電磁界耐性の項目は、無線式タッチスイッチ及び光線式タッチスイッチにのみ適用する。 3. 車椅子使用者用便房用操作スイッチの開閉スイッチは、大形（開・閉）押しボタンスイッチ又は非接触スイッチとし、特記による。 4. 車椅子使用者用便房用操作スイッチには、使用中表示灯、外部側キースイッチ（緊急時対応）を含む。 5. 車椅子使用者用便房用操作スイッチの放射無線周波電磁界耐性の項目は、非接触スイッチにのみ適用する。					凡例 ○：必要性能項目、△：任意項目、一：適用しない (注) 1. タッチスイッチの種類は、無線式タッチスイッチ又は光線式タッチスイッチとする。 2. 車椅子使用者用便房用操作スイッチの種類は、大形（開・閉）押しボタンスイッチ又は非接触スイッチとする。 3. 車椅子使用者用便房用操作スイッチには、使用中表示灯、外部側キースイッチ（緊急時対応）を含む。 4. 車椅子使用者用便房用操作スイッチの放射無線周波電磁界耐性の項目は、非接触スイッチにのみ適用する。 ※ 変更申請の必要はありません。更新時に、評価基準に適合するよう申請書類を作成してください。					凡例 ○：必要性能項目、△：任意項目、一：適用しない (注) 1. タッチスイッチの開閉スイッチは、無線式タッチスイッチ又は光線式タッチスイッチとする。 2. タッチスイッチの放射無線周波電磁界耐性の項目は、無線式タッチスイッチ及び光線式タッチスイッチにのみ適用する。 3. 車椅子使用者用便房用操作スイッチの開閉スイッチは、大形（開・閉）押しボタンスイッチ又は非接触スイッチとする。 4. 車椅子使用者用便房用操作スイッチには、使用中表示灯、外部側キースイッチ（緊急時対応）を含む。 5. 車椅子使用者用便房用操作スイッチの放射無線周波電磁界耐性の項目は、非接触スイッチにのみ適用する。							

品目	公共建築工事標準仕様書（建築工事編） 新旧対照表		評価基準 新旧対照表														
	章・節	令和7年版	令和4年版	令和7年版	令和6年版												
自動ドア機構 ③車椅子使用者用便房用駆動装置	16.9.2 性能・機構	(1) 自動ドア開閉装置の安全性全般については、JIS A 4722（歩行者用自動ドアセットー安全性）による。	(1) 自動ドア開閉装置の安全性全般については、JIS A 4722（歩行者用自動ドアセットー安全性）による。 ただし、車椅子使用者用便房出入口に設置するものを除く。	安全性全般 JIS A 4722 の「5 要求事項」による。 ※ 変更申請の必要があります。 評価基準に適合するよう申請書類を作成してください。 なお、変更申請をしない場合は、「標準仕様書の改定に伴う評価基準の改定について」の「2. 既評価書をそのまま継続使用」の対応をお願いします。	なし												
	表 16.9.2 車椅子使用者用便房出入口に設置される引き戸用駆動装置の性能（抜粋）	表 16.9.2 車椅子使用者用便房出入口に設置される引き戸用駆動装置の性能（抜粋）	耐電圧 JIS A 4722 の「5.2.1 一般」による。 温度上昇 JIS A 4722 の「5.2.1 一般」による。 耐久性（サイクル） 50 万以上で異常がないこと。	耐電圧 JIS A 4722 の「5.2.1 一般」による。 温度上昇 JIS A 4722 の「5.2.1 一般」による。 耐久性（サイクル） 50 万以上で異常がないこと。 ※ 変更申請の必要はありません。更新時に、評価基準に適合するよう申請書類を作成してください。	耐電圧 JIS C 9335-1 の 13.3 及び 16.3 の規定に適合していること。 温度上昇 JIS C 9335-1 の 11 の規定に適合していること。 耐久性（サイクル） 50 万以上												
		<table border="1"> <tr> <td>耐電圧</td> <td>JIS A 4722（歩行者用自動ドアセットー安全性）の 5.2.1 による。</td> </tr> <tr> <td>温度上昇</td> <td>JIS A 4722 の 5.2.1 による。</td> </tr> <tr> <td>耐久性（サイクル）</td> <td>50 万以上で異常がないこと。</td> </tr> </table>	耐電圧	JIS A 4722（歩行者用自動ドアセットー安全性）の 5.2.1 による。	温度上昇	JIS A 4722 の 5.2.1 による。	耐久性（サイクル）	50 万以上で異常がないこと。	<table border="1"> <tr> <td>耐電圧</td> <td>JIS C 9335-1（家庭用及びこれに類する電気機器の安全性ー第1部：通則）の 13.3 及び 16.3 による。</td> </tr> <tr> <td>温度上昇</td> <td>JIS C 9335-1 の 11 による。</td> </tr> <tr> <td>耐久性（サイクル）</td> <td>50 万以上</td> </tr> </table>	耐電圧	JIS C 9335-1（家庭用及びこれに類する電気機器の安全性ー第1部：通則）の 13.3 及び 16.3 による。	温度上昇	JIS C 9335-1 の 11 による。	耐久性（サイクル）	50 万以上		
	耐電圧	JIS A 4722（歩行者用自動ドアセットー安全性）の 5.2.1 による。															
温度上昇	JIS A 4722 の 5.2.1 による。																
耐久性（サイクル）	50 万以上で異常がないこと。																
耐電圧	JIS C 9335-1（家庭用及びこれに類する電気機器の安全性ー第1部：通則）の 13.3 及び 16.3 による。																
温度上昇	JIS C 9335-1 の 11 による。																
耐久性（サイクル）	50 万以上																
	(6) 車椅子使用者用便房出入口に設置される引き戸用開閉装置は、 設置する検出装置の種類にかかわらず、閉作動中の保護領域を確保するように、検出装置を設置する。	(6) 車椅子使用者用便房出入口に設置される引き戸用開閉装置は、 補助センサー（補助光電センサー） を設置する。	検出装置 閉作動中の保護領域を確保するように、 検出装置 を設置すること。 ※ 変更申請の必要はありません。更新時に、評価基準に適合するよう申請書類を作成してください。	補助センサー 補助センサー（補助光電センサー） を設置すること。													
16.9.3 工法	表 16.9.6 車椅子使用者用便房出入口に設置される引き戸用開閉装置の施工・調整後の性能等（抜粋） <table border="1"><tr><td rowspan="2">開閉速度</td><td>開速度 (mm/s)</td><td>400 以下 (注) 4</td></tr><tr><td>閉速度 (mm/s)</td><td>250 以下 (注) 2</td></tr></table> (注) 2. 閉作動時の運動エネルギーは、3J 以下とする。 4. ガード又は防護柵を設置しない場合に適用する。	開閉速度	開速度 (mm/s)	400 以下 (注) 4	閉速度 (mm/s)	250 以下 (注) 2	表 16.9.6 車椅子使用者用便房出入口に設置される引き戸用開閉装置の施工・調整後の性能等（抜粋） <table border="1"><tr><td rowspan="2">開閉速度</td><td>開速度 (mm/s)</td><td>400 以下 (注) 2</td></tr><tr><td>閉速度 (mm/s)</td><td>250 以下 (注) 2</td></tr></table> (注) 2. 開作動時の運動エネルギーは 5J 以下 、閉作動時の運動エネルギーは 3J 以下とする。	開閉速度	開速度 (mm/s)	400 以下 (注) 2	閉速度 (mm/s)	250 以下 (注) 2	開閉速度 開速度 (mm/s) 400 以下 注) : ガード又は防護柵を設置しない場合に適用する。 開閉速度 閉速度 (mm/s) 250 以下 注) : 閉作動時の運動エネルギーは、3J 以下とする。 ※ 変更申請の必要はありません。更新時に、評価基準に適合するよう申請書類を作成してください。	開閉速度 開速度 (mm/s) 400 以下 注) : 開作動時の運動エネルギーは 5J 以下 、閉作動時の運動エネルギーは 3J 以下とする。 開閉速度 閉速度 (mm/s) 250 以下 注) : 開作動時の運動エネルギーは 5J 以下 、閉作動時の運動エネルギーは 3J 以下とする。			
開閉速度	開速度 (mm/s)		400 以下 (注) 4														
	閉速度 (mm/s)	250 以下 (注) 2															
開閉速度	開速度 (mm/s)	400 以下 (注) 2															
	閉速度 (mm/s)	250 以下 (注) 2															
	表 16.9.6 車椅子使用者用便房出入口に設置される引き戸用開閉装置の施工・調整後の性能等（抜粋） <table border="1"><tr><td>手動操作力 (N)</td><td>40 以下</td></tr></table>	手動操作力 (N)	40 以下	表 16.9.6 車椅子使用者用便房出入口に設置される引き戸用開閉装置の施工・調整後の性能等（抜粋） <table border="1"><tr><td>手動操作力 (N)</td><td>50 以下</td></tr></table>	手動操作力 (N)	50 以下	手動操作力 (N) 40 以下 ※ 変更申請の必要があります。 第三者機関で性能試験を実施し、その試験成績書を含め、評価基準に適合するよう申請書類を作成してください。 なお、変更申請をしない場合は、「標準仕様書の改定に伴う評価基準の改定について」の「2. 既評価書をそのまま継続使用」の対応をお願いします。	手動操作力 (N) 50 以下									
手動操作力 (N)	40 以下																
手動操作力 (N)	50 以下																

品目	公共建築工事標準仕様書（建築工事編） 新旧対照表		評価基準 新旧対照表										
	章・節	令和7年版	令和4年版	令和7年版	令和6年版								
自閉式上吊り引戸装置（手動開き式）	16.10.2 材料	(1) 屋外用自閉式上吊り引戸装置の主要構成材料は、16.6.3(1)のステンレス鋼板、 16.2.3(1)のアルミニウム材 等の防錆性能を有するものとする。 (下記参照) (1) アルミニウム材 (7) 押出形材は、JIS H 4100（アルミニウム及びアルミニウム合金の押出形材）による。 (4) 板材は、JIS H 4000（アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条）による。	(1) 屋外用自閉式上吊り引戸装置の主要構成材料は、16.6.3(1)のステンレス鋼板、 アルミニウム製 等の防錆性能を有するものとする。	屋外用装置の主要材料 各装置の主要構成材は、ステンレス鋼板（JIS G 4305による SUS304、SUS430J1L 又は SUS443J1）、 アルミニウム材 （JIS H 4100 による押出形材または JIS H 4000 による 板材 ）等の防錆性能を有する材料とすること。 ※ 変更申請の必要はありません。更新時に、評価基準に適合するよう申請書類を作成してください。	屋外用装置の主要材料 各装置の主要構成材は、ステンレス鋼板（JIS G 4305による SUS304、SUS430J1L 又は SUS443J1）、 アルミニウム製 等の防錆性能を有する材料とすること。								
重量シャッター	16.11.4 形状及び仕上げ	表 16.11.2 重量シャッターに使用する鋼板類の厚さの注意書き (注) 1. アンカーに代えて、通しものの補強裏板 (1.6 mm) とすることができる。	表 16.11.2 重量シャッターに使用する鋼板類の厚さの注意書き (注) 1. アンカーに代えて、通しものの補強裏板とすることができる。	鋼板類の厚さの注意書き 注1)：アンカーに代えて、通しものの補強裏板 (1.6mm) とすることができる。 ※ 変更申請の必要はありません。更新時に、評価基準に適合するよう申請書類を作成してください。	鋼板類の厚さの注意書き 注1)：アンカーに代えて、通しものの補強裏板とすることができる。								
軽量シャッター	16.12.2 形式及び機構	(3) 安全装置 (7) 電動式シャッターに不測の落下に備えた急降下停止装置を設置する場合は、特記による。	(3) 安全装置 なし	急降下停止装置【付帯性能】 電動式シャッターには、不測の落下に備えた急降下停止装置を設置すること。 ※ 急降下停止装置を評価品に含めたい場合は、変更申請の必要があります。 第三者機関で動作性能試験を実施し、その試験成績書を含め、評価基準に適合するよう申請書類を作成してください。	なし								
フリーアクセスフロア ①②共通	20.2.2 フリーアクセスフロア	(2) 材料等 (4) (b) パネルの平面形状 (精度) は、各辺の長さが500mmを超える場合は±0.1%以内とし、500mm 以下の場合は±0.5mm 以内とする。	(2) 材料等 (4) (b) パネルの平面形状 (角度) は、各辺の長さが500mmを超える場合は±0.1%以内とし、500mm 以下の場合は±0.5mm 以内とする。	寸法精度 平面形状 (精度) <table border="1"> <tr> <td>辺長 > 500mm</td> <td>± 0.1 %以内</td> </tr> <tr> <td>辺長 ≤ 500mm</td> <td>± 0.5 mm 以内</td> </tr> </table> ※ 変更申請の必要はありません。更新時に、評価基準に適合するよう申請書類を作成してください。	辺長 > 500mm	± 0.1 %以内	辺長 ≤ 500mm	± 0.5 mm 以内	寸法精度 平面形状 (角度) <table border="1"> <tr> <td>辺長 > 500mm</td> <td>± 0.1 %以内</td> </tr> <tr> <td>辺長 ≤ 500mm</td> <td>± 0.5 mm 以内</td> </tr> </table>	辺長 > 500mm	± 0.1 %以内	辺長 ≤ 500mm	± 0.5 mm 以内
辺長 > 500mm	± 0.1 %以内												
辺長 ≤ 500mm	± 0.5 mm 以内												
辺長 > 500mm	± 0.1 %以内												
辺長 ≤ 500mm	± 0.5 mm 以内												

建築材料等評価基準（令和7年度）の改定について（標準仕様書の改定以外のもの）

* 「赤字」は、改定箇所を示しており、「※印 青字」は、解説を記載しています。

品 目	令和7年版	令和6年版	改正理由																		
成形伸縮目地材	<p>寸法許容差 高さ可変範囲（可変型のみ） － 2.0mm</p> <p>※ 変更申請の必要はありません。更新時に、評価基準に適合するよう申請書類を作成してください。</p>	なし	内容の見直し																		
アルミニウム製建具（コンクリート系下地および鉄骨下地） ①②③共通	<p>ねじり強さ（ドアセットの場合） 載荷荷重 200N 試験後、開閉に以上がなく、使用上支障が生じないこと。</p> <p>鉛直荷重強さ（ドアセットの場合） 載荷荷重 500N 試験後、残留変位が 3mm 以下で、開閉に以上がなく、使用上支障が生じないこと。</p> <p>耐衝撃性（ドアセットの場合） 落下高さ 170mm 1回の衝撃で有害な変形がなく、開閉に異常がなく、使用上支障が生じないこと。ただし、ガラスの破損は判定に含まない。</p> <p>開閉繰返し（ドアセットの場合） 開閉回数 10 万回 試験後、開閉に異常がなく、使用上支障が生じないこと。</p> <p>※ 変更申請の必要はありません。ただし、ドアセットを評価品に含めたい場合は、次の更新の際に、第三者機関で性能試験を実施し、その試験成績書を含め、評価基準に適合するよう申請書類を作成してください。</p>	なし なし なし なし																			
	<p>遮音性 [付帯性能]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 15%;">等 級</td> <td style="width: 15%;">T-1</td> <td style="width: 15%;">T-2</td> <td style="width: 15%;">T-3</td> <td style="width: 15%;">T-4</td> </tr> <tr> <td>遮音等級線</td> <td>T-1 等級線</td> <td>T-2 等級線</td> <td>T-3 等級線</td> <td>T-4 等級線</td> </tr> </table> <p>※ 遮音性を評価品に含めたい場合は、変更申請の必要があります。第三者機関で性能試験を実施し、その試験成績書を含め、評価基準に適合するよう申請書類を作成してください。</p>	等 級	T-1	T-2	T-3	T-4	遮音等級線	T-1 等級線	T-2 等級線	T-3 等級線	T-4 等級線	遮音性 [付帯性能] 申請者の規定	内容の見直し								
等 級	T-1	T-2	T-3	T-4																	
遮音等級線	T-1 等級線	T-2 等級線	T-3 等級線	T-4 等級線																	
	<p>断熱性 [付帯性能]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 10%;">等 級</td> <td style="width: 10%;">H-1</td> <td style="width: 10%;">H-2</td> <td style="width: 10%;">H-3</td> <td style="width: 10%;">H-4</td> <td style="width: 10%;">H-5</td> <td style="width: 10%;">H-6</td> <td style="width: 10%;">H-7</td> <td style="width: 10%;">H-8</td> </tr> <tr> <td>熱貫流率 (W/(m²・K))</td> <td>4.7</td> <td>4.1</td> <td>3.5</td> <td>2.9</td> <td>2.3</td> <td>1.9</td> <td>1.5</td> <td>1.1</td> </tr> </table> <p>※ 断熱性を評価品に含めたい場合は、変更申請の必要があります。第三者機関で性能試験を実施し、その試験成績書を含め、評価基準に適合するよう申請書類を作成してください。</p>	等 級	H-1	H-2	H-3	H-4	H-5	H-6	H-7	H-8	熱貫流率 (W/(m ² ・K))	4.7	4.1	3.5	2.9	2.3	1.9	1.5	1.1	断熱性 [付帯性能] 申請者の規定	内容の見直し
等 級	H-1	H-2	H-3	H-4	H-5	H-6	H-7	H-8													
熱貫流率 (W/(m ² ・K))	4.7	4.1	3.5	2.9	2.3	1.9	1.5	1.1													
樹脂製建具（コンクリート系下地および鉄骨下地） ①②③共通	<p>ねじり強さ（ドアセットの場合） 載荷荷重 200N 試験後、開閉に以上がなく、使用上支障が生じないこと。</p> <p>鉛直荷重強さ（ドアセットの場合） 載荷荷重 500N 試験後、残留変位が 3mm 以下で、開閉に以上がなく、使用上支障が生じないこと。</p> <p>耐衝撃性（ドアセットの場合） 落下高さ 170mm 1回の衝撃で有害な変形がなく、開閉に異常がなく、使用上支障が生じないこと。ただし、ガラスの破損は判定に含まない。</p> <p>開閉繰返し（ドアセットの場合） 開閉回数 10 万回 試験後、開閉に異常がなく、使用上支障が生じないこと。</p> <p>※ ドアセットを評価品に含めたい場合は、今年度の更新時に、第三者機関で性能試験を実施し、その試験成績書を含め、評価基準に適合するよう申請書類を作成してください。</p>	なし なし なし なし	内容の見直し																		
	<p>日射熱取得性 [付帯性能]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 25%;">日射熱取得性の等級</td> <td style="width: 15%;">N-1</td> <td style="width: 15%;">N-2</td> <td style="width: 15%;">N-3</td> </tr> <tr> <td>日射熱取得率</td> <td>1.00</td> <td>0.50</td> <td>0.35</td> </tr> </table> <p>※ 日射熱取得性を評価品に含めたい場合は、今年度の更新時に、第三者機関で性能試験を実施し、その試験成績書を含め、評価基準に適合するよう申請書類を作成してください。</p>	日射熱取得性の等級	N-1	N-2	N-3	日射熱取得率	1.00	0.50	0.35	なし	内容の見直し										
日射熱取得性の等級	N-1	N-2	N-3																		
日射熱取得率	1.00	0.50	0.35																		

品目	令和7年版	令和6年版	改正理由																																
鋼製建具 [標準型建具を含む]	<p>外部に面する建具の耐風圧性 [付帯性能]</p> <table border="1" data-bbox="436 207 1326 268"> <tr> <td>等級</td> <td>S-4</td> <td>S-5</td> <td>S-6</td> </tr> <tr> <td>最高圧力</td> <td>2000Pa</td> <td>2400Pa</td> <td>2800Pa</td> </tr> </table> <p>1. 加圧中、戸のはずれおよび破壊が生じないこと。 2. 除圧後、開閉に異常がなく、使用上支障が生じないこと。 3. 変位またはたわみ率は、以下による。</p> <table border="1" data-bbox="436 357 1326 695"> <tr> <td colspan="2">部 位</td> <td>変位またはたわみ率</td> </tr> <tr> <td colspan="2">スライディングの召合せかまち、突合せかまち、召合せ中骨またはスイングの両開きなどの召合せかまちと各部材に平行する方向の内のり寸法の変位</td> <td>1/ 70 以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">スイングの枠、無目、方立など、戸の周辺に接する部材の相対変位</td> <td>15 mm以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">無目、方立がある場合のたわみ率</td> <td>1/100 以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">構成するガラスの1枚の厚さが6.8mm以上の場合のたわみ率</td> <td>中棧及び中骨</td> <td>1/150 以下</td> </tr> <tr> <td>召合せかまち</td> <td>中棧あり 1/ 85 以下</td> </tr> <tr> <td>突合せかまち</td> <td>中棧なし 1/100 以下</td> </tr> <tr> <td>召合せ中骨</td> <td>中棧あり 1/ 85 以下</td> </tr> <tr> <td></td> <td>枠付け中骨</td> <td>中棧なし 1/100 以下</td> </tr> </table> <p>※ <u>外部に面する建具の耐風圧性を評価品に含めたい場合は、変更申請の必要があります。</u> 第三者機関で性能試験を実施し、その試験成績書を含め、評価基準に適合するよう申請書類を作成してください。</p>	等級	S-4	S-5	S-6	最高圧力	2000Pa	2400Pa	2800Pa	部 位		変位またはたわみ率	スライディングの召合せかまち、突合せかまち、召合せ中骨またはスイングの両開きなどの召合せかまちと各部材に平行する方向の内のり寸法の変位		1/ 70 以下	スイングの枠、無目、方立など、戸の周辺に接する部材の相対変位		15 mm以下	無目、方立がある場合のたわみ率		1/100 以下	構成するガラスの1枚の厚さが6.8mm以上の場合のたわみ率	中棧及び中骨	1/150 以下	召合せかまち	中棧あり 1/ 85 以下	突合せかまち	中棧なし 1/100 以下	召合せ中骨	中棧あり 1/ 85 以下		枠付け中骨	中棧なし 1/100 以下	なし	内容の見直し
等級	S-4	S-5	S-6																																
最高圧力	2000Pa	2400Pa	2800Pa																																
部 位		変位またはたわみ率																																	
スライディングの召合せかまち、突合せかまち、召合せ中骨またはスイングの両開きなどの召合せかまちと各部材に平行する方向の内のり寸法の変位		1/ 70 以下																																	
スイングの枠、無目、方立など、戸の周辺に接する部材の相対変位		15 mm以下																																	
無目、方立がある場合のたわみ率		1/100 以下																																	
構成するガラスの1枚の厚さが6.8mm以上の場合のたわみ率	中棧及び中骨	1/150 以下																																	
	召合せかまち	中棧あり 1/ 85 以下																																	
	突合せかまち	中棧なし 1/100 以下																																	
	召合せ中骨	中棧あり 1/ 85 以下																																	
	枠付け中骨	中棧なし 1/100 以下																																	
	<p>面内変形追従性 [付帯性能]</p> <table border="1" data-bbox="436 810 1101 871"> <tr> <td>面内変形追従性の等級</td> <td>D-1</td> <td>D-2</td> <td>D-3</td> </tr> <tr> <td>面内変形角 (rad)</td> <td>1/300</td> <td>1/150</td> <td>1/120</td> </tr> </table> <p>※ <u>面内変形追従性を評価品に含めたい場合は、変更申請の必要があります。</u> 第三者機関で性能試験を実施し、その試験成績書を含め、評価基準に適合するよう申請書類を作成してください。</p>	面内変形追従性の等級	D-1	D-2	D-3	面内変形角 (rad)	1/300	1/150	1/120	なし	内容の見直し																								
面内変形追従性の等級	D-1	D-2	D-3																																
面内変形角 (rad)	1/300	1/150	1/120																																
	<p>遮音性 [付帯性能]</p> <table border="1" data-bbox="436 993 1317 1054"> <tr> <td>等級</td> <td>T-1</td> <td>T-2</td> <td>T-3</td> <td>T-4</td> </tr> <tr> <td>遮音等級線</td> <td>T-1 等級線</td> <td>T-2 等級線</td> <td>T-3 等級線</td> <td>T-4 等級線</td> </tr> </table> <p>※ <u>遮音性を評価品に含めたい場合は、変更申請の必要があります。</u> 第三者機関で性能試験を実施し、その試験成績書を含め、評価基準に適合するよう申請書類を作成してください。</p>	等級	T-1	T-2	T-3	T-4	遮音等級線	T-1 等級線	T-2 等級線	T-3 等級線	T-4 等級線	なし	内容の見直し																						
等級	T-1	T-2	T-3	T-4																															
遮音等級線	T-1 等級線	T-2 等級線	T-3 等級線	T-4 等級線																															
	<p>断熱性 [付帯性能]</p> <table border="1" data-bbox="436 1173 1403 1262"> <tr> <td>等級</td> <td>H-1</td> <td>H-2</td> <td>H-3</td> <td>H-4</td> <td>H-5</td> <td>H-6</td> <td>H-7</td> <td>H-8</td> </tr> <tr> <td>熱貫流率 (W/(m²・K))</td> <td>4.7</td> <td>4.1</td> <td>3.5</td> <td>2.9</td> <td>2.3</td> <td>1.9</td> <td>1.5</td> <td>1.1</td> </tr> </table> <p>※ <u>断熱性を評価品に含めたい場合は、変更申請の必要があります。</u> 第三者機関で性能試験を実施し、その試験成績書を含め、評価基準に適合するよう申請書類を作成してください。</p>	等級	H-1	H-2	H-3	H-4	H-5	H-6	H-7	H-8	熱貫流率 (W/(m ² ・K))	4.7	4.1	3.5	2.9	2.3	1.9	1.5	1.1	なし	内容の見直し														
等級	H-1	H-2	H-3	H-4	H-5	H-6	H-7	H-8																											
熱貫流率 (W/(m ² ・K))	4.7	4.1	3.5	2.9	2.3	1.9	1.5	1.1																											
鋼製軽量建具 [標準型建具を含む]	<p>面内変形追従性 [付帯性能]</p> <table border="1" data-bbox="436 1377 1101 1438"> <tr> <td>面内変形追従性の等級</td> <td>D-1</td> <td>D-2</td> <td>D-3</td> </tr> <tr> <td>面内変形角 (rad)</td> <td>1/300</td> <td>1/150</td> <td>1/120</td> </tr> </table> <p>※ <u>面内変形追従性を評価品に含めたい場合は、変更申請の必要があります。</u> 第三者機関で性能試験を実施し、その試験成績書を含め、評価基準に適合するよう申請書類を作成してください。</p>	面内変形追従性の等級	D-1	D-2	D-3	面内変形角 (rad)	1/300	1/150	1/120	なし	内容の見直し																								
面内変形追従性の等級	D-1	D-2	D-3																																
面内変形角 (rad)	1/300	1/150	1/120																																
	<p>遮音性 [付帯性能]</p> <table border="1" data-bbox="436 1560 1317 1621"> <tr> <td>等級</td> <td>T-1</td> <td>T-2</td> <td>T-3</td> <td>T-4</td> </tr> <tr> <td>遮音等級線</td> <td>T-1 等級線</td> <td>T-2 等級線</td> <td>T-3 等級線</td> <td>T-4 等級線</td> </tr> </table> <p>※ <u>遮音性を評価品に含めたい場合は、変更申請の必要があります。</u> 第三者機関で性能試験を実施し、その試験成績書を含め、評価基準に適合するよう申請書類を作成してください。</p>	等級	T-1	T-2	T-3	T-4	遮音等級線	T-1 等級線	T-2 等級線	T-3 等級線	T-4 等級線	なし	内容の見直し																						
等級	T-1	T-2	T-3	T-4																															
遮音等級線	T-1 等級線	T-2 等級線	T-3 等級線	T-4 等級線																															
	<p>断熱性 [付帯性能]</p> <table border="1" data-bbox="436 1740 1403 1829"> <tr> <td>等級</td> <td>H-1</td> <td>H-2</td> <td>H-3</td> <td>H-4</td> <td>H-5</td> <td>H-6</td> <td>H-7</td> <td>H-8</td> </tr> <tr> <td>熱貫流率 (W/(m²・K))</td> <td>4.7</td> <td>4.1</td> <td>3.5</td> <td>2.9</td> <td>2.3</td> <td>1.9</td> <td>1.5</td> <td>1.1</td> </tr> </table> <p>※ <u>断熱性を評価品に含めたい場合は、変更申請の必要があります。</u> 第三者機関で性能試験を実施し、その試験成績書を含め、評価基準に適合するよう申請書類を作成してください。</p>	等級	H-1	H-2	H-3	H-4	H-5	H-6	H-7	H-8	熱貫流率 (W/(m ² ・K))	4.7	4.1	3.5	2.9	2.3	1.9	1.5	1.1	なし	内容の見直し														
等級	H-1	H-2	H-3	H-4	H-5	H-6	H-7	H-8																											
熱貫流率 (W/(m ² ・K))	4.7	4.1	3.5	2.9	2.3	1.9	1.5	1.1																											

品目	令和7年版	令和6年版	改正理由																													
ステンレス製建具	<p>気密材（簡易気密型の場合） 合成ゴム（EPDM、クロロブレン等）、合成樹脂（塩化ビニル等）の類</p> <p>※ 簡易気密型ドアセットを評価品に含めたい場合は、変更申請の必要があります。評価基準に適合するよう申請書類を作成してください。</p>	なし	内容の見直し																													
クローザ類 ③フロアヒンジ	<p>初期性能 戸の閉鎖位置 軸心から1000mmの位置に換算し、±3mm以内</p> <p>耐久性能 戸の閉鎖位置 軸心から1000mmの位置に換算し、±3mm以内</p> <p>※ 変更申請の必要はありません。更新時に、評価基準に適合するよう申請書類を作成してください。</p>	<p>初期性能 戸の閉鎖位置 ±3mm以内</p> <p>耐久性能 戸の閉鎖位置 ±3mm以内</p>	内容の見直し																													
重量シャッター	<p>スラット・シャッターケース用鋼板 JIS G 3302（あらかじめ、クロメートフリー処理による化成皮膜処理を行ったもの）または JIS G 3312</p> <p>※ 変更申請の必要はありません。更新時に、評価基準に適合するよう申請書類を作成してください。</p>	<p>スラット・シャッターケース用鋼板 JIS G 3302（あらかじめ、りん酸塩処理またはクロメートフリー処理による化成皮膜処理を行ったもの）または JIS G 3312</p>	内容の見直し																													
軽量シャッター	<p>急降下停止装置の動作性能 急降下停止装置の作動位置からシャッターカーテンが停止するまでの距離を300mm以下とすること。</p> <p>※ 急降下停止装置を評価品に含めたい場合は、変更申請の必要があります。第三者機関で動作性能試験を実施し、その試験成績書を含め、評価基準に適合するよう申請書類を作成してください。</p>	なし	内容の見直し																													
ガラス ②型板ガラス	<p>厚さの許容差</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>厚さの呼び</th> <th>厚さ (mm)</th> <th>許容差 (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2ミリ</td> <td>2.2</td> <td rowspan="2">± 0.3</td> </tr> <tr> <td>3ミリ</td> <td>3.0</td> </tr> <tr> <td>4ミリ</td> <td>4.0</td> <td rowspan="2">± 0.4</td> </tr> <tr> <td>5ミリ</td> <td>5.0</td> </tr> <tr> <td>6ミリ</td> <td>6.0</td> <td>± 0.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 厚さ2ミリを評価品に含めたい場合は、変更申請をする必要があります。第三者機関で性能試験を実施し、その試験成績書を含め、評価基準に適合するよう申請書類を作成してください。</p>	厚さの呼び	厚さ (mm)	許容差 (mm)	2ミリ	2.2	± 0.3	3ミリ	3.0	4ミリ	4.0	± 0.4	5ミリ	5.0	6ミリ	6.0	± 0.5	<p>厚さの許容差</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>厚さの呼び</th> <th>厚さ (mm)</th> <th>許容差 (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3ミリ</td> <td>3.0</td> <td rowspan="2">± 0.3</td> </tr> <tr> <td>4ミリ</td> <td>4.0</td> </tr> <tr> <td>5ミリ</td> <td>5.0</td> <td rowspan="2">± 0.4</td> </tr> <tr> <td>6ミリ</td> <td>6.0</td> </tr> </tbody> </table>	厚さの呼び	厚さ (mm)	許容差 (mm)	3ミリ	3.0	± 0.3	4ミリ	4.0	5ミリ	5.0	± 0.4	6ミリ	6.0	内容の見直し
厚さの呼び	厚さ (mm)	許容差 (mm)																														
2ミリ	2.2	± 0.3																														
3ミリ	3.0																															
4ミリ	4.0	± 0.4																														
5ミリ	5.0																															
6ミリ	6.0	± 0.5																														
厚さの呼び	厚さ (mm)	許容差 (mm)																														
3ミリ	3.0	± 0.3																														
4ミリ	4.0																															
5ミリ	5.0	± 0.4																														
6ミリ	6.0																															
	<p>辺の長さの許容差</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>厚さの呼び</th> <th>許容差 (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2ミリ</td> <td rowspan="4">+ 1、- 2</td> </tr> <tr> <td>3ミリ</td> </tr> <tr> <td>4ミリ</td> </tr> <tr> <td>5ミリ</td> </tr> <tr> <td>6ミリ</td> <td>± 2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 厚さ2ミリを評価品に含めたい場合は、変更申請をする必要があります。第三者機関で性能試験を実施し、その試験成績書を含め、評価基準に適合するよう申請書類を作成してください。</p>	厚さの呼び	許容差 (mm)	2ミリ	+ 1、- 2	3ミリ	4ミリ	5ミリ	6ミリ	± 2	<p>辺の長さの許容差</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>厚さの呼び</th> <th>許容差 (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3ミリ</td> <td rowspan="3">+ 1、- 2</td> </tr> <tr> <td>4ミリ</td> </tr> <tr> <td>5ミリ</td> </tr> <tr> <td>6ミリ</td> <td>± 2</td> </tr> </tbody> </table>	厚さの呼び	許容差 (mm)	3ミリ	+ 1、- 2	4ミリ	5ミリ	6ミリ	± 2	内容の見直し												
厚さの呼び	許容差 (mm)																															
2ミリ	+ 1、- 2																															
3ミリ																																
4ミリ																																
5ミリ																																
6ミリ	± 2																															
厚さの呼び	許容差 (mm)																															
3ミリ	+ 1、- 2																															
4ミリ																																
5ミリ																																
6ミリ	± 2																															
可動間仕切り	<p>品質</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>ホルムアルデヒド</td> <td>パネル・ドアパネル</td> <td>ホルムアルデヒドの放散量をF☆☆☆☆とすること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>接 着 剤</td> <td>ホルムアルデヒドの放散量をF☆☆☆☆とすること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>塗 料</td> <td>ホルムアルデヒドの放散量をF☆☆☆☆とすること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 変更申請の必要はありません。今年度の更新時に、評価基準に適合するよう申請書類を作成してください。</p>	ホルムアルデヒド	パネル・ドアパネル	ホルムアルデヒドの放散量をF☆☆☆☆とすること。		接 着 剤	ホルムアルデヒドの放散量をF☆☆☆☆とすること。		塗 料	ホルムアルデヒドの放散量をF☆☆☆☆とすること。	<p>品質</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="4">ホルムアルデヒド等</td> <td>パネル・ドアパネル</td> <td>合板、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他木質建材、ユリア樹脂板、仕上げ塗材および壁紙の場合は、ホルムアルデヒドの放散量をF☆☆☆☆とすること。</td> </tr> <tr> <td>パネル・ドアパネルの保温材、緩衝材、断熱材</td> <td>ホルムアルデヒドの放散量をF☆☆☆☆とし、スチレンを放散しないか、極めて少ないものとする。</td> </tr> <tr> <td>接 着 剤</td> <td>フタル酸ジ-n-ブチルおよびフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒドの放散量をF☆☆☆☆とし、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンは放散しないか、極めて少ないものとする。</td> </tr> <tr> <td>塗 料</td> <td>ホルムアルデヒドの放散量をF☆☆☆☆とし、トルエン、キシレン、エチルベンゼンは放散しないか、極めて少ないものとする。</td> </tr> </tbody> </table>	ホルムアルデヒド等	パネル・ドアパネル	合板、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他木質建材、ユリア樹脂板、仕上げ塗材および壁紙の場合は、ホルムアルデヒドの放散量をF☆☆☆☆とすること。	パネル・ドアパネルの保温材、緩衝材、断熱材	ホルムアルデヒドの放散量をF☆☆☆☆とし、スチレンを放散しないか、極めて少ないものとする。	接 着 剤	フタル酸ジ-n-ブチルおよびフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒドの放散量をF☆☆☆☆とし、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンは放散しないか、極めて少ないものとする。	塗 料	ホルムアルデヒドの放散量をF☆☆☆☆とし、トルエン、キシレン、エチルベンゼンは放散しないか、極めて少ないものとする。												
ホルムアルデヒド	パネル・ドアパネル	ホルムアルデヒドの放散量をF☆☆☆☆とすること。																														
	接 着 剤	ホルムアルデヒドの放散量をF☆☆☆☆とすること。																														
	塗 料	ホルムアルデヒドの放散量をF☆☆☆☆とすること。																														
ホルムアルデヒド等	パネル・ドアパネル	合板、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他木質建材、ユリア樹脂板、仕上げ塗材および壁紙の場合は、ホルムアルデヒドの放散量をF☆☆☆☆とすること。																														
	パネル・ドアパネルの保温材、緩衝材、断熱材	ホルムアルデヒドの放散量をF☆☆☆☆とし、スチレンを放散しないか、極めて少ないものとする。																														
	接 着 剤	フタル酸ジ-n-ブチルおよびフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒドの放散量をF☆☆☆☆とし、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンは放散しないか、極めて少ないものとする。																														
	塗 料	ホルムアルデヒドの放散量をF☆☆☆☆とし、トルエン、キシレン、エチルベンゼンは放散しないか、極めて少ないものとする。																														

品目	令和7年版	令和6年版	改正理由																		
移動間仕切り (スライディングドア)	<p>品質</p> <table border="1" data-bbox="433 205 1543 405"> <tr> <td data-bbox="433 205 468 405">ホルムアルデヒド</td> <td data-bbox="468 205 724 268">パネル・ドアパネル</td> <td data-bbox="724 205 1543 268">ホルムアルデヒドの放散量をF☆☆☆☆とすること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="433 268 468 338">接</td> <td data-bbox="468 268 724 338">着 剤</td> <td data-bbox="724 268 1543 338">ホルムアルデヒドの放散量をF☆☆☆☆とすること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="433 338 468 405">塗</td> <td data-bbox="468 338 724 405">料</td> <td data-bbox="724 338 1543 405">ホルムアルデヒドの放散量をF☆☆☆☆とすること。</td> </tr> </table> <p>※ 変更申請の必要はありません。今年度の更新時に、評価基準に適合するよう申請書類を作成してください。</p>	ホルムアルデヒド	パネル・ドアパネル	ホルムアルデヒドの放散量をF☆☆☆☆とすること。	接	着 剤	ホルムアルデヒドの放散量をF☆☆☆☆とすること。	塗	料	ホルムアルデヒドの放散量をF☆☆☆☆とすること。	<p>品質</p> <table border="1" data-bbox="1561 205 2671 535"> <tr> <td data-bbox="1561 205 1596 535">ホルムアルデヒド等</td> <td data-bbox="1596 205 1852 268">パネル・ドアパネル</td> <td data-bbox="1852 205 2671 268">合板、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他木質建材、ユリア樹脂板、仕上げ塗材および壁紙の場合は、ホルムアルデヒドの放散量をF☆☆☆☆とすること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1561 268 1596 474">接</td> <td data-bbox="1596 268 1852 474">着 剤</td> <td data-bbox="1852 268 2671 474">ホルムアルデヒドの放散量をF☆☆☆☆とし、スチレンを放散しないか、極めて少ないものとする。フタル酸ジ-n-ブチルおよびフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒドの放散量をF☆☆☆☆とし、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンは放散しないか、極めて少ないものとする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1561 474 1596 535">塗</td> <td data-bbox="1596 474 1852 535">料</td> <td data-bbox="1852 474 2671 535">ホルムアルデヒドの放散量をF☆☆☆☆とし、トルエン、キシレン、エチルベンゼンは放散しないか、極めて少ないものとする。</td> </tr> </table>	ホルムアルデヒド等	パネル・ドアパネル	合板、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他木質建材、ユリア樹脂板、仕上げ塗材および壁紙の場合は、ホルムアルデヒドの放散量をF☆☆☆☆とすること。	接	着 剤	ホルムアルデヒドの放散量をF☆☆☆☆とし、スチレンを放散しないか、極めて少ないものとする。フタル酸ジ-n-ブチルおよびフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒドの放散量をF☆☆☆☆とし、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンは放散しないか、極めて少ないものとする。	塗	料	ホルムアルデヒドの放散量をF☆☆☆☆とし、トルエン、キシレン、エチルベンゼンは放散しないか、極めて少ないものとする。	
ホルムアルデヒド	パネル・ドアパネル	ホルムアルデヒドの放散量をF☆☆☆☆とすること。																			
接	着 剤	ホルムアルデヒドの放散量をF☆☆☆☆とすること。																			
塗	料	ホルムアルデヒドの放散量をF☆☆☆☆とすること。																			
ホルムアルデヒド等	パネル・ドアパネル	合板、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他木質建材、ユリア樹脂板、仕上げ塗材および壁紙の場合は、ホルムアルデヒドの放散量をF☆☆☆☆とすること。																			
接	着 剤	ホルムアルデヒドの放散量をF☆☆☆☆とし、スチレンを放散しないか、極めて少ないものとする。フタル酸ジ-n-ブチルおよびフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒドの放散量をF☆☆☆☆とし、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンは放散しないか、極めて少ないものとする。																			
塗	料	ホルムアルデヒドの放散量をF☆☆☆☆とし、トルエン、キシレン、エチルベンゼンは放散しないか、極めて少ないものとする。																			
トイレブース	<p>品質</p> <table border="1" data-bbox="433 573 1543 772"> <tr> <td data-bbox="433 573 468 772">ホルムアルデヒド</td> <td data-bbox="468 573 724 636">パネル・ドアパネル</td> <td data-bbox="724 573 1543 636">ホルムアルデヒドの放散量をF☆☆☆☆とすること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="433 636 468 705">接</td> <td data-bbox="468 636 724 705">着 剤</td> <td data-bbox="724 636 1543 705">ホルムアルデヒドの放散量をF☆☆☆☆とすること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="433 705 468 772">塗</td> <td data-bbox="468 705 724 772">料</td> <td data-bbox="724 705 1543 772">ホルムアルデヒドの放散量をF☆☆☆☆とすること。</td> </tr> </table> <p>※ 変更申請の必要はありません。今年度の更新時に、評価基準に適合するよう申請書類を作成してください。</p>	ホルムアルデヒド	パネル・ドアパネル	ホルムアルデヒドの放散量をF☆☆☆☆とすること。	接	着 剤	ホルムアルデヒドの放散量をF☆☆☆☆とすること。	塗	料	ホルムアルデヒドの放散量をF☆☆☆☆とすること。	<p>品質</p> <table border="1" data-bbox="1561 573 2671 903"> <tr> <td data-bbox="1561 573 1596 903">ホルムアルデヒド等</td> <td data-bbox="1596 573 1852 636">パネル・ドアパネル</td> <td data-bbox="1852 573 2671 636">合板、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他木質建材、ユリア樹脂板、仕上げ塗材および壁紙の場合は、ホルムアルデヒドの放散量をF☆☆☆☆とすること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1561 636 1596 842">接</td> <td data-bbox="1596 636 1852 842">着 剤</td> <td data-bbox="1852 636 2671 842">ホルムアルデヒドの放散量をF☆☆☆☆とし、スチレンを放散しないか、極めて少ないものとする。フタル酸ジ-n-ブチルおよびフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒドの放散量をF☆☆☆☆とし、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンは放散しないか、極めて少ないものとする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1561 842 1596 903">塗</td> <td data-bbox="1596 842 1852 903">料</td> <td data-bbox="1852 842 2671 903">ホルムアルデヒドの放散量をF☆☆☆☆とし、トルエン、キシレン、エチルベンゼンは放散しないか、極めて少ないものとする。</td> </tr> </table>	ホルムアルデヒド等	パネル・ドアパネル	合板、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他木質建材、ユリア樹脂板、仕上げ塗材および壁紙の場合は、ホルムアルデヒドの放散量をF☆☆☆☆とすること。	接	着 剤	ホルムアルデヒドの放散量をF☆☆☆☆とし、スチレンを放散しないか、極めて少ないものとする。フタル酸ジ-n-ブチルおよびフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒドの放散量をF☆☆☆☆とし、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンは放散しないか、極めて少ないものとする。	塗	料	ホルムアルデヒドの放散量をF☆☆☆☆とし、トルエン、キシレン、エチルベンゼンは放散しないか、極めて少ないものとする。	
ホルムアルデヒド	パネル・ドアパネル	ホルムアルデヒドの放散量をF☆☆☆☆とすること。																			
接	着 剤	ホルムアルデヒドの放散量をF☆☆☆☆とすること。																			
塗	料	ホルムアルデヒドの放散量をF☆☆☆☆とすること。																			
ホルムアルデヒド等	パネル・ドアパネル	合板、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他木質建材、ユリア樹脂板、仕上げ塗材および壁紙の場合は、ホルムアルデヒドの放散量をF☆☆☆☆とすること。																			
接	着 剤	ホルムアルデヒドの放散量をF☆☆☆☆とし、スチレンを放散しないか、極めて少ないものとする。フタル酸ジ-n-ブチルおよびフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒドの放散量をF☆☆☆☆とし、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンは放散しないか、極めて少ないものとする。																			
塗	料	ホルムアルデヒドの放散量をF☆☆☆☆とし、トルエン、キシレン、エチルベンゼンは放散しないか、極めて少ないものとする。																			
屋上緑化システム ①屋上緑化システム（板状成形品タイプ）	<p>構造 排水層</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 載荷重に対して、破損、有害なひずみ等がないこと。 2. 植物の生育に必要な通気性があること。 <p>構造 透水層</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 目詰まりにより植物の生育に支障を生じることなく、植込み用土を流出させない構造であること。 2. 載荷重に対して、破損、有害なひずみ等がないこと。 <p>※ 変更申請の必要はありません。今年度の更新時に、評価基準に適合するよう申請書類を作成してください。</p>	<p>構造 排水層</p> <p>植物の生育に必要な排水性能を持ち、通気性および植込み土壌を支え、流出しない構造であること。</p> <p>なし</p>	内容の見直し																		
屋上緑化システム ②屋上緑化軽量システム	<p>構造 排水層</p> <p>載荷重に対して、破損、有害なひずみ等がないこと。</p> <p>構造 透水層</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 目詰まりにより植物の生育に支障を生じることがなく、植込み用土を流出させない構造であること。 2. 載荷重に対して、破損、有害なひずみ等がないこと。 <p>※ 変更申請の必要はありません。今年度の更新時に、評価基準に適合するよう申請書類を作成してください。</p>	<p>構造 排水層</p> <p>植物の生育に必要な排水性能を持ち、通気性および植込み土壌を支え、流出しない構造であること。</p> <p>構造 透水層</p> <p>目詰まりにより植物の生育に支障を生じることがなく、植込み用土を流出させない構造であること。</p>	内容の見直し																		